

令和 6 年度 第 1 回関東ブロック発注者協議会 議 事 次 第

日時：令和 6 年 1 1 月 2 0 日（水）
1 0 時 3 0 分～1 2 時 0 0 分
会場：さいたま新都心合同庁舎 2 号館
共用大会議室 5 0 1（WEB 併用）

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- （１）品確法第 24 条に基づく発注関係事務の運用に関する指針
改正案について 【資料－１】

- （２）第三次・全国統一指標について 【資料－２】 **非公開**

- （３）全国統一指標・関東ブロック独自指標について
１）令和 6 年度目標に向けた取組について 【資料－３】 **非公開**

- ２）第三次全国統一指標及び関東ブロック独自指標の策定スケジュール（案）
【資料－４】 **非公開**

- （４）その他
１）業界団体から寄せられている意見について 【資料－５】

- ２）建設業法等の一部改正について 【資料－６】

4. 閉会

「関東ブロック発注者協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、関東ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号 令和元年6月14日一部改正）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定 令和元年10月18日改正）」（以下「基本方針」という。）及び「発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日策定 令和2年1月30日改正）」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体等及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって関東ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に表示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 発注者間の支援
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省関東農政局農村振興部長及び都県を代表する委員をもってあてる。なお、都県を代表する副会長は、任期を2年とし、互選により選任する。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、公開とする。なお、会長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省関東地方整備局企画部長をもってあてる。

- 4 副幹事長は、農林水産省関東農政局農村振興部設計課長及び都県を代表する副会長に選任された都県の幹事をもってあてる。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会の会議は、幹事長が議長を務める。
- 3 幹事は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 6 分科会の会議は、幹事長が招集する。
- 7 幹事会及び分科会の会議は、公開とする。なお、幹事長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、関東地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

- 附 則 この要領は、平成20年11月6日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成22年10月20日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成23年10月28日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成24年11月15日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成25年11月15日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成27年1月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成27年8月3日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成28年3月24日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成29年3月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成30年2月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成30年7月17日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和元年5月29日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和2年7月22日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和6年11月20日から施行する。

第 4 条関係（委員）

	所 属	部 署	役 職
会 長	国土交通省	関東地方整備局	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局	農村振興部長
副会長	茨城県	土木部	土木部長
委 員	警察庁	関東管区警察局	総務監察部長
	警察庁	科学警察研究所	総務部長
	警察庁	皇宮警察本部	副本部長
	警察庁	東京都警察情報通信部	情報通信部長
	財務省	関東財務局	管財第一部長
	財務省	関東信越国税局	総務部次長
	財務省	東京国税局	総務部次長
	農林水産省	関東森林管理局	計画保全部長
	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部長
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	関東運輸局	総務部長
	国土交通省	東京航空局	空港部長 総務部長
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部長
	環境省	関東地方環境事務所	統括自然保護企画官
	防衛省	北関東防衛局	調達部長
	防衛省	南関東防衛局	調達部長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課長
	栃木県	県土整備部	県土整備部長
	群馬県	県土整備部	県土整備部長
	埼玉県	県土整備部	県土整備部長
	千葉県	県土整備部	県土整備部長
	東京都	建設局	企画担当部長
	神奈川県	県土整備局	都市部長
	山梨県	県土整備部	県土整備部長
	長野県	建設部	建設部長
	さいたま市	建設局	建設局長
	千葉市	建設局	建設局長
	横浜市	財政局	ファシリティマネジメント推進室 ファシリティマネジメント推進部担当部長
	川崎市	建設緑政局	建設緑政局長
	相模原市	都市建設局	都市建設局長
	茨城県水戸市	財務部	財務部長
	栃木県宇都宮市	建設部	建設部長
	群馬県前橋市	総務部	総務部長
	埼玉県川口市	都市計画部	技監兼都市計画部長
	千葉県船橋市	建設局都市計画部	都市計画部長
	東京都新宿区	みどり土木部	みどり土木部長
	神奈川県横須賀市	財務部	財務部長
	山梨県甲府市	総務部	総務部長
	長野県長野市	建設部	建設部長

	所 属	部 署	役 職
委 員	東日本高速道路(株)	関東支社	技術部長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部長
	首都高速道路(株)		技術部長
	成田国際空港(株)		調達部長
	日本中央競馬会		施設部長
	(国立研究開発法人) 科学技術振興機構		契約部長
	(独) 国際協力機構		調達・派遣業務部長 国際協力調達部長
	(独) 国立科学博物館		経営管理部長
	(独) 国立女性教育会館		事務局長
	(独) 国立美術館	国立西洋美術館	総務課長
	(独) 国立文化財機構	東京国立博物館	総務部長
	(独) 国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部長
	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部長
	(独) 中小企業基盤整備機構		財務部長
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京工事事務所	計画工事部長
	(独) 都市再生機構	本社技術監理部	技術監理部長
	(独) 日本学生支援機構	財務部	財務部長
	(独) 日本芸術文化振興会	財務企画部	財務企画部長
	(国立研究開発法人) 日本原子力研究開発機構	契約部 財務契約部	契約部次長 財務契約部次長
	(独) 日本スポーツ振興センター	財務部	財務部長
	(独) 水資源機構		技術管理室長
	(独) 労働者健康安全機構	医療企画部	営繕企画監
	(国立研究開発法人) 産業技術総合研究所	施設保全部	施設保全部長
	(独) 製品評価技術基盤機構		企画管理部長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部次長(技術監理課長兼任) 事業統括部長

第 6 条関係（幹事）

	所 属	部 署	役 職
幹事長	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	関東農政局	農村振興部 設計課長
副幹事長	茨城県	土木部	検査指導課長
幹 事	警察庁	関東管区警察局	総務監察部 会計課長
	警察庁	科学警察研究所	総務部 会計課長
	警察庁	皇宮警察本部	会計課長
	警察庁	東京都警察情報通信部	通信庶務課長
	財務省	関東財務局	管財第一部 第一統括国有財産管理官
	財務省	関東信越国税局	総務部 営繕監理官
	財務省	東京国税局	総務部 営繕監理官
	農林水産省	関東森林管理局	森林整備部 森林整備課長
	国土交通省	関東地方整備局	総務部 契約管理官
	国土交通省	関東地方整備局	企画部 技術開発調整官
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部 営繕品質管理官
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部 技術審査官
	国土交通省	関東運輸局	総務部 会計課長
	国土交通省	東京航空局	技術管理官
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部 施設課長
	環境省	関東地方環境事務所	自然環境整備課長
	防衛省	北関東防衛局	調達部 調達計画課長
	防衛省	南関東防衛局	調達部 調達計画課長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課課長補佐
	茨城県	農林水産部農地局	農地整備課長
	栃木県	県土整備部 農政部	参事兼技術管理課長 農村振興課長
	群馬県	県土整備部 農政部	契約検査課長 農村整備課長
	埼玉県	県土整備部 農林部	建設管理課長 農村整備課長
	千葉県	県土整備部 農林水産部	技術管理課長 耕地課長
	東京都	建設局総務部 産業労働局農林水産部	技術管理課長 農業基盤整備担当課長
	神奈川県	県土整備局都市部 環境農政局総務室	技術管理課長 経理担当課長
	山梨県	県土整備部 農政部	技術管理課長 耕地課長
	長野県	建設部	建設政策課 技術管理室長
	さいたま市	建設局	技術管理課長
	千葉市	建設局土木部	技術管理課長
	横浜市	財政局ファシリティマネジメント推進室 ファシリティマネジメント推進部	公共事業調整課長
	川崎市	建設緑政局総務部	技術監理課長
	相模原市	都市建設局	技術監理課長
	茨城県水戸市	財務部	契約検査課長
	栃木県宇都宮市	建設部	技術監理課長
	群馬県前橋市	総務部 契約監理課	審査契約室長

	所 属	部 署	役 職
幹 事	埼玉県川口市	建設部	建設管理課長
	千葉県船橋市	建設局都市計画部	技術管理課長
	東京都新宿区	みどり土木部	道路課長
	神奈川県横須賀市	財務部	契約課長
	山梨県甲府市	総務部	契約管財室 指導検査課長
	長野県長野市	財政部	契約課長
	東日本高速道路(株)	関東支社 技術部	技術管理課長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部 技術管理課長
	首都高速道路(株)		技術部技術企画課長
	成田国際空港(株)		調達部調達管理グループ マネージャー
	日本中央競馬会		施設部施設総務課長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部 契約調整課長
	(独)国際協力機構		計画・調整課長 計画・調達戦略課長
	(独)国立科学博物館		経営管理部 施設整備主幹
	(独)国立女性教育会館		財務担当部長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課室長(管理) 総務課管理担当室長
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部 環境整備課長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部 管理課長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	経理部	契約第一課長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部施設課長
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京工事事務所	計画工事事務部計画課長
	(独)都市再生機構	本社技術監理部	担当課長
	(独)日本学生支援機構	財務部 財務部経理課施設整備推進室	施設整備推進室長
	(独)日本芸術文化振興会	財務企画部	財務企画部契約課長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構	契約部 財務契約部審査管理課	事業契約第1課長 財務契約部審査管理課長
	(独)日本スポーツ振興センター	財務部調達管財課	財務部 調達管財課長
	(独)水資源機構		技術管理室 技術調査課長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画部	建築課長
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所	施設保全部	計画室長
	(独)製品評価技術基盤機構		企画管理部 総務課長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部 技術監理課長 事業統括部次長(技術監理課長兼任)

品確法第24条に基づく発注関係事務の 運用に関する指針 改正案について

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

品確法基本方針とは：品確法^{（※1）}に基づき、政府が作成（H17閣議決定、R元最終変更）

○公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本的方針を規定

○国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

（※1）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子案

「○○法第○条関係」：改正後の関連条項番号

1. 品確法改正への対応

○担い手確保

＜処遇改善・価格転嫁＞（品確法第7条、第8条関係）

- ・技能労働者の処遇改善（能力に応じた処遇確保等）
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備（スライド条項の適切な運用等）

＜働き方改革・環境整備＞（品確法第7条、第27条、第30条、第31条等関係）

- ・週休2日工事の推進（工期・予定価格の適正設定等）
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・外国人などの多様な人材の確保に向けた環境整備
- ・国による休日・労務費等の実態把握 ・広報・啓発活動充実

○地域建設業等の維持（第7条、第8条、第21条関係）

- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化（保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等）

○生産性向上（第3条、第7条、第28条、第29条関係）

- ・ICT活用推進（データ引継、CCUS活用等） ・技術開発の推進
- ・発注関係事務におけるICT活用 ・新技術活用（VFM※・脱炭素化等）

※Value For Money：金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方

○公共工事等の発注体制強化（品確法第7条、第22条、第23条関係）

- ・発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援
- ・維持管理における広域連携の推進

2. 建設業法等改正への対応

（建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、
入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係）

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^{【再掲】}（誠実な契約変更協議の実施等）
- ・技能労働者の処遇改善^{【再掲】}
- ・ICT活用推進^{【再掲】}（現場管理の効率化等）
- ・発注関係事務におけるICT活用^{【再掲】}（ICT活用による施工体制確認等）

3. 昨今の課題への対応

- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定^{（※2）}
- ・工期設定における猛暑日の考慮^{（※2）}
- ・多様な人材の確保に向けた環境整備^{【再掲】}（快適トイレ等）
- ・持続的な除雪体制の確保

（※2）令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の方向性(案)

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)
 - 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
 - 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
 - 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（1／4）

★改正のポイント★

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
- ・新技術の活用等による生産性向上

- ・地域建設業等の維持に向けた環境整備
- ・公共工事の発注体制の強化

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

2 測量、調査及び設計

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

2 測量、調査及び設計

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ
【第3条13項】

担い手確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上
【第3条9項、第8条2,3項】
- 施工時期の平準化に係る関係部局連携【第30条】
- スライド条項の設定と基準の作成【第7条1項13号】

地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定
【第7条1項7号】
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及
【第7条1項8号】

公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築
【第7条7項】

担い手確保のための働き方改革・処遇改善

- 履行期間の平準化に係る関係部局連携【第30条】
- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定
【第7条1項7号】

公共工事の発注体制の強化

- 国・都道府県による地方公共団体を支援するための講習会等の開催
【第22条5項】

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（2／4）

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

- 1-1 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計

- 2-1 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

1 工事

- 1-1 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計

- 2-1 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の**災害**復旧・復興に向けた取組

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害対応力の強化

○公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等

【第7条6項】

○技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興

【第7条1項9号】

○災害協定に基づく工事における労災保険契約等の保険料の予定価格への反映

【第7条1項1号】

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（3／4）

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

1 工事

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 **公共**工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

地域建設業等の維持に向けた環境整備
○参加者確認型随意契約方式（※）の活用
【第21条】

2 測量、調査及び設計

- 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

2 測量、調査及び設計

- 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

地域建設業等の維持に向けた環境整備
○参加者確認型随意契約方式（※）の活用
【第21条】

（※）地域において受注者になろうとする者が極めて限られている公共工事等について、公募により競争が存在しないことを確認した上で、随意契約を行う方式。

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（4／4）

（現行（R2.1改正）運用指針）

（今回改正骨子案）

（改正事項）

V. 技術開発の推進及び新技術等の活用

（新規）

新技術の活用等による生産性向上

- 国による技術開発の推進 【第3条6項、第29条】
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮 【第28条2項】
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 【第7条1項2,6号】

VI. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 その他

- 1 受注者等の責務
- 2 中長期的な担い手確保に向けた取組
- 3 その他

災害対応力の強化

- （受注者）
 - ・災害協定に基づく工事における労災保険契約等の締結 【第8条5項】

担い手確保のための働き方改革・処遇改善

- （国・地方公共団体）
 - ・学校と民間事業者間の連携の促進等 【第26条】
 - ・国民の関心と理解のための広報活動 【第31条】

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号、最終改正：令和六年法律第五十四号）（抄）

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十四条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正の骨子案

意見照会結果 1／2

令和6年8月21日に開催した「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 幹事会」を踏まえ、発注関係団体、建設業団体等へ文書による意見照会を実施。

★意見照会の概要

期間：令和6年8月26日～9月27日（機関により異なる）

対象： 発注関係団体 1,833

〔 関係省庁(20)、独立行政法人等(19)、
都道府県(47)、政令市(20)、市区町村_(政令市以外)(1,727) 〕

有識者委員等 19（※9月2日開催の「発注者懇談会」においても聴取）

建設業団体等 839

★意見照会の結果

	提出団体数	意見数
発注関係団体	131	341
有識者委員等	14	30
建設業団体等	103	1,010
合計	248	1,381

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正の骨子案 意見照会結果 2/2

改正項目	主な意見	
	発注者（省庁・地方公共団体等）	学識者・業界団体
担い手の確保のための働き方改革・処遇改善	・平準化のための繰越制度の活用のため、財政担当向けにも品確法の内容を周知いただきたい	・地方公共団体への品確法の内容の周知徹底をお願いしたい ・建設業者の災害対応について、発注機関からのアピールも期待したい
地域建設業等の維持に向けた環境整備	・被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用とはどのようなことをイメージしているのか具体的に記載してほしい ・保険料の積算への反映方法について示してほしい	・冒頭の改正のポイントに地域建設業の維持を入れてほしい ・技術力を有する大企業と地域の中小企業との連携について、取組の具体例を記載してほしい ・参加者確認型随意契約方式はコンプライアンスの側面から慎重な判断が必要である
新技術の活用等による生産性向上	・「総合的に価値の最も高い資材等」の評価基準を示してほしい	・CO2排出削減効果に関する発注者としての考え方、方針を示すことが必要ではないか。 ・「総合的に価値の最も高い資材等」に関するガイドラインを示してもらえるとわかりやすい。
公共工事の発注体制の強化	・国及び都道府県は、地方公共団体の発注関係事務の実施を支援するため、産学官の専門家との連携する旨を記載してほしい	・担い手の確保について、業界全体で取り組む必要があるという趣旨の文言が含まれるべき

I. 本指針の位置づけ

公共工事の発注体制の強化

国は、発注者に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果を取りまとめて公表する。また、国は、その結果を踏まえ、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるよう「見える化」等を実施し、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう必要な助言を行う。

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

新技術の活用等による生産性向上

生産性の向上のため、調査、設計、施工、維持管理の各段階におけるあらゆる情報をデジタルデータとして統合管理するBIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

1 工事

(地域の実情等を踏まえた発注) *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、計画的に工事を発注を行う。

(計画的な発注や施工時期の平準化) <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し> *担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

施工時期の平準化の推進に当たっては、工事の発注部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

(施工技術を有する企業と地域の企業との連携) *地域建設業等の維持に向けた環境整備*

一定の技術力を要する工事について、地域における担い手を将来的に確保するため、必要に応じて、発注者が契約の相手方に中小企業に対する工程管理や品質確保に係る専門的な知識や技術の普及を求めるなど、技術力を有する大企業と地域の中小企業との連携及び技術的な協力等が図られるよう、発注又は契約の相手方の選定に際し必要な措置を講じ、地域の中小企業への技術の普及を図る。

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更) *担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項(いわゆるスライド条項)を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定する。

(公共工事に従事する者の労働環境の改善) *担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

他の産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休2日の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、その取組の質の向上に努めることが重要である。

(公共工事の目的物の適切な維持管理) *公共工事の発注体制の強化*

地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

2 測量、調査及び設計業務

（地域の実情等を踏まえた発注）*地域建設業等の維持に向けた環境整備*

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、業務の計画的計画的な発注を行う。

（計画的な発注や履行期間の平準化等）＜繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し＞ *担い手の確保のための働き方改革・処遇改善*

履行期間の平準化の推進に当たっては、業務の発注部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、履行期間の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

3 発注体制等の強化

（外部からの支援体制の活用）*公共工事の発注体制の強化*

国及び都道府県は、発注者の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間団体等の研修機関の活用や産学官の専門家との連携を促すなど、発注者の技術力向上に資する機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう務める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて適切に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて適切に積算に反映する。

(共同企業体等の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう務める。

2 測量、調査及び設計業務

(保険料の積算への反映) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう務める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて適切に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて適切に積算に反映する。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者※を活用するよう努める。

※例えば、大規模災害発生時における公共土木施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度の活用が考えられる13

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(5) 参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の一人を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

例えば、高度な技術や特殊な設備が必要とされ、特定の者以外にはその実施が困難であると想定される機械設備等の点検・修繕・更新等の工事や、参加者が極めて限定されている地域における、二十四時間体制での速やかな対応が求められている維持工事等において、過去に一人しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす工事等での活用が想定される。

この場合、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることを見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要。
公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて一般競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

2 測量、調査及び設計業務

2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例

(4) 参加者確認型随意契約方式 地域建設業等の維持に向けた環境整備

～(略)～

例えば、高度な技術や特殊な設備が必要とされ、特定の者以外にはその実施が困難であると想定される機械設備等の点検・修繕・更新等の工事や、参加者が極めて限定されている地域における、二十四時間体制での速やかな対応が求められている維持工事等において、過去に一人しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす工事等での活用が想定される。

～(略)～

V. 技術開発の推進及び新技術の活用

新技術の活用等による生産性向上

発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するにあたっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。

発注者は、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるよう配慮する。

各発注者は、発注関係事務の実施にあたり、以下に示す事項や国の取組等について留意する。

- ・公共工事の品質は、新たな技術開発が行われ、その成果が実用化され、公共工事等において活用されるという一連のサイクルが継続的に行われることにより、将来にわたり確保されるものである。
- ・新技術は、適正に活用することにより建設現場にイノベーションをもたらし、生産性の向上や労働力不足等に対応するのみならず、品質や安全性の向上、ひいてはこれらを活用する現場技術者の技術力向上にも貢献し、また、その活用が更なる新技術の開発を誘発するものである。
- ・これらを踏まえ、国は、公共工事等に関する技術の研究開発を推進する。
- ・国は、情報通信技術等の科学技術の急激な進展等に対応するため、公共工事等の技術的な基盤を支えるとともに、公共工事等の技術基準を定めるための技術研究開発及びオープンイノベーションの創出を促進する役割を担う国の研究機関の研究施設・設備の機能強化を図る。
- ・国は、新しく研究開発された技術の安全性や信頼性を評価・確認して技術基準を整備することで、技術の実用化や社会への適用・還元を促進する。
- ・国は、開発された優れた技術の活用を促進するため、NETIS(新技術情報提供システム)による新技術の情報提供や調達された技術の現場における評価など、公共工事等における新技術活用スキームを適切に運用する。
- ・国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことができることとする等、適切に配慮する。

VI. その他配慮すべき事項

1 受注者等の責務

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

地域建設業等の維持に向けた環境整備

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に規定する「受注者等の責務」を認識し、下記に示す内容等については特に留意する。

- ・ 工事又は業務を適正に実施するために必要な技術的能力(新技術を活用する能力を含む。)の向上に努める。
- ・ 外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材がその有する能力を発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施に努める。
- ・ 災害協定に基づく災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結する。

2 中長期的な担い手確保に向けた取組

担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置の実施に努める。

国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手の活動(災害時における活動を含む。)の重要性についての国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

<法律・運用指針の説明会>

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・品確法の改正の主旨説明

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
 - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
9
月

<意見照会>

- 地方公共団体・建設業団体への意見照会(8/26-9/18)
- 有識者への意見照会(9/2)
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

10月 意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・改正運用指針(案)の説明

10
～
12
月
頃

- 地方公共団体・建設業団体へ意見照会
- 有識者への意見照会
 - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

12月～1月を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和7年度より、運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

発注関係事務の運用に関する指針

(案)

【照会用】

平成27年1月30日
(令和2年1月30日改正)
(令和●年●月●日改正)

公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議

目次

I. 本指針の位置付け	1
II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	2
1 工事	2
1-1 工事発注準備段階	2
1-2 工事入札契約段階	5
1-3 工事施工段階	9
1-4 工事完成後	12
1-5 その他	13
2 測量、調査及び設計	14
2-1 業務発注準備段階	14
2-2 業務入札契約段階	16
2-3 業務履行段階	19
2-4 業務完了後	20
2-5 その他	21
3 発注体制の強化等	21
3-1 発注体制の整備等	21
3-2 発注者間の連携強化	22
III. 災害時における対応	23
1 工事	23
1-1 災害時における入札契約方式の選定	23
1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	24
2 測量、調査及び設計	26
2-1 災害時における入札契約方式の選定	26
2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	27
3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携	29
IV. 多様な入札契約方式の選択・活用	31
1 工事	31
1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	31
1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例	35
2 測量、調査及び設計	37
2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	37
2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例	40
V. 技術開発の推進及び新技術等の活用	42
VI. その他配慮すべき事項	43
1 受注者等の責務	43
2 中長期的な担い手確保に向けた取組	44
3 その他	44

I. 本指針の位置付け

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（以下「品確法」という。）第24条の規定に基づき、品確法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事等の発注者（以下「発注者」という。）を支援するために定めるものである。各発注者等が、品確法第7条に規定する「発注者等の責務」等を踏まえて、自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものである。

令和元年6月に品確法が改正され、災害時の緊急対応の充実・強化や働き方改革への対応、情報通信技術（ICT[※]）の活用等による生産性向上を図るための規定が盛り込まれたとともに、「公共工事に関する調査等」が明確に定義され、法律に広く位置付けられたことから、本指針を見直した（令和2年1月改正）。

また、令和6年6月に品確法が改正され、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、地域建設業等の維持に向けた環境整備、新技術等の活用等による生産性向上、公共工事の発注体制の強化を図るための規定が盛り込まれたことから、本指針を見直した。

令和2年1月の本指針の改正後の運用等を踏まえた記載内容の充実に加えて、令和6年の品確法改正内容を踏まえ、以下の3点を中心に記載内容の充実や追記を図っている。

- ① 週休2日の取組の質の向上やスライド条項の適用に関する基準の作成等、担い手確保のための働き方改革及び処遇改善に関する事項の追記
- ② 地域建設業等の維持に向けた環境整備のため、地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮するための適切な入札条件等での発注の推進に関する事項や、災害協定に基づく工事・業務における保険料の積算への反映や被災状況の迅速な把握等ができる者の活用など、災害対応力の強化に関する事項を追記
- ③ 情報通信技術や新技術の活用など、生産性向上に関する事項の追記

なお、国は、発注者に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、発注者への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果をとりまとめて公表する。また、国は、その結果を踏まえ、施工時期の平準化やダンピング対策等の取組状況について、他の発注者の状況を把握できるように「見える化」等を実施し、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう必要な助言を行う。

本指針については、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ Information and Communication Technology の略

Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

各発注者は、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施するため、工事及び業務について、発注準備、入札契約、工事施工又は業務履行、完成又は完了後の各段階で本項に記載の事項に取り組む。

また、関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を行う。加えて、生産性の向上のため、調査、設計、施工、維持管理の各段階におけるあらゆる情報をデジタルデータとして統合管理する BIM/CIM[※]の適用¹⁾や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

さらに、生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革を進めるため、各段階において情報通信技術を積極的に活用²⁾し、電子入札システムの導入や地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携、電子納品（業務や工事の各段階の成果を電子成果品として納品すること。以下同じ。）のオンライン化等の推進に努めるとともに、生産性向上に資する技術についても積極的に活用するよう努める。なお、情報通信技術の活用に当たっては、情報保全を確実に行う。

各発注者は、工事及び業務について、新技術を積極的に活用するよう努める。なお、新技術の活用にあたっては、価格のみを理由としてその利用が妨げられることのないよう配慮する。

※ Building/Construction Information Modeling, Management の略

1 工事

1－1 工事発注準備段階

（工事に必要な情報等の適切な把握・活用）

工事の発注の準備として、地形、地物、地質、地盤、自然環境、工事影響範囲の用地、施工に係る関係者などの工事の施工に必要な情報を適切に把握する。

（工事の内容等に応じた入札契約方式の選択）

工事の発注にあたっては、本指針を踏まえ、工事の内容や地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の適切な入札契約方式³⁾を選択するよう努める。なお、工事の内容等に応じた入札契約方式の選択・活用については、「Ⅳ．多様

1) 例えば、「直轄土木工事・業務における BIM/CIM 適用に関する実施方針」（国土交通省）を参照すること。

2) 例えば、「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」（国土交通省）を参照すること。

3) 例えば、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

な入札・契約方式の選択・活用」に具体的に記載している。

また、自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用に努める。

(地域の実情等を踏まえた発注)

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、各工事の手術期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

契約後の円滑な工事施工を確保するため、設計図書（建築設計業務の場合は設計仕様書を指す。以下同じ。）の作成に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化、施工条件（自然条件を含む。）を勘案するとともに、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示⁴⁾等により、適切に設計図書を作成⁵⁾し、積算内容との整合を図る。

なお、工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。以下、「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するよう努める。新たな技術の活用が価格のみを理由に妨げられないよう配慮する。

また、遠隔地から労働力や資材・機材を調達する必要がある場合など、工事の発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保され、工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成した設計図書に基づき、需給の状況、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、労働環境の改善状況、情報通信技術の活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用する⁶⁾。週休2日の確保等の重要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等を含め、必要となる経費を適正に計上する。

4) 例えば、「条件明示について」（国土交通省）を参照すること。

5) 例えば、「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について」（国土交通省）を参照すること。

6) 例えば、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めるとともに、可能な限り、最新の労務単価、入札月における資材・機材等の実勢価格を的確に反映する。また、労働安全衛生法令に基づき安全衛生を確保するために必要な経費（安全衛生経費）及び建設業退職金共済制度の掛金についても的確に反映する。積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に価格を設定する。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。当該積算において的確に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適正に計上されていることを確認するよう努める。

また、適切な積算に基づく設計金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

総合的に価値の最も高い資材等を採用する際は、その採用に必要な費用を反映させた予定価格を適正に設定するものとする。

一方、予定価格の設定に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化の反映、工事に従事する者の労働環境の改善、必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

（適正な工期設定）

労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、建設業等において令和6年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用されていることを踏まえ、適正な工期設定等の働き方改革への対応を進めていく必要がある。

工期の設定に当たっては、工期に関する基準⁷⁾に基づき、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑日等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、時間外労働規制を遵守可能な適正な工期を設定する⁸⁾。また、週休2日工事の確実な実施や、その対象工事の拡大に努める。さらに、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。

なお、余裕期間制度には、①発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）、③発注者が予め設定した全体工期の中で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）があり、これらの活用には、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択する。

（計画的な発注や施工時期の平準化）

工事の施工時期の平準化は、繁忙期と閑散期の工事量の差を少なくし、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するもので

7) 令和2年7月20日中央建設業審議会決定・勧告

8) 例えば、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

あるため、発注者は積極的に以下の取組を実施する。

＜発注見通しの統合・公表の実施＞

計画的な発注を適切に実施するため、中長期的な発注見通しについて、発注者の取組や地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

さらに、当該年度の工事の詳細な発注見通しについて、原則として四半期毎に、地域ブロック単位等で統合して公表する。

＜繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し＞

閑散期となりやすい年度当初からの予算執行の徹底、工期が 12 か月未満の工事も含めた繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による 繁忙期となりやすい年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組む。

また、発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で支障をきたす、又は 適正な工期の確保が困難となる工事については、条件を明示した上で予算成立を前提とした入札公告の前倒しを行い、閑散期・繁忙期の解消に資するよう計画的な発注に努める。

施工時期の平準化の推進に当たっては、工事の発注部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

＜取組状況等の公表＞

地域発注者協議会等において、地域の実情を踏まえ、施工時期の平準化の取組状況等について、先進事例を共有するとともに、他の発注者の状況も把握、必要に応じ相互連携できるよう公表に努める。

1－2 工事入札契約段階

（適切な競争参加資格の設定）

＜競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）を工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

＜個別工事の入札に際しての競争参加者の技術審査等＞

工事の 内容、地域の実情等を踏まえ、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する。その際、必要に応じて、災害応急

対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができる方式を活用する。

また、豊富な施工実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮した要件緩和、災害時の施工体制や活動実績の評価など適切な競争参加資格の設定に努める。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、施工実績の確認に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは施工実績として認めないこと等により施工能力のない者を排除するなど適切な審査を実施する。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

さらに、技術者の資格や実績をコリンズ（工事实績情報システム）等へ登録するよう受注者へ促すとともに、技術者の情報を一元的に把握できる取組（技術者情報ネットワーク）の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。また、所要の知識・技術・資格を備えている者の仕様書への位置付けや、必要に応じた手持ち工事量の制限など、工事の品質を確保する措置を講じる。

（施工技術を有する企業と地域の企業との連携）

一定の技術力を要する工事について、地域における担い手を将来的に確保するため、必要に応じて、発注者が契約の相手方に中小企業に対する工程管理や品質確保に係る専門的な知識や技術の普及を求めるなど、技術力を有する大企業と地域の中小企業との連携及び技術的な協力等が図られるよう、発注又は契約の相手方の選定に際し必要な措置を講じ、地域の中小企業への技術の普及を図る。

（工事の内容等に応じた技術提案の評価内容の設定）

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めるよう努める⁹⁾。

この場合、求める技術提案は高度な技術を要するものに限らず、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事については、技術審査において審査する施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも可能とする。

競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴く。

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の内容、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定する。その際、過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定する。

9) 例えば、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。また、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果を適切に評価する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取扱いに留意する。

技術提案の評価において、提案内容の一部を改善することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の概要を速やかに公表する。なお、技術提案の改善を求める場合には、特定の者に対してのみ改善を求めるなど特定の者だけが有利となることのないようにする。

また、落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置、履行できなかった場合の措置及び設計変更に当たっての措置について契約上取り決める。

(競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者や当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工実績などを適切に評価項目に設定するとともに、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や、技能労働者の技能（登録基幹技能者等の資格の保有など）等を評価項目に設定する。

また、必要に応じて、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制、災害時の活動実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

工事の目的や内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する 2 以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式や、工事の内容、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式（施工能力評価型総合評価落札方式）を活用することなどにより、発注者と競争参加者双方の負担軽減に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴き、個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 4 項等に定める手続により行う。

必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者の評価を適切に行う。

また、工事の内容等に応じて、品質確保のための体制やその他の施工体制の確保状況を確認するために入札説明書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する

総合評価落札方式（施工体制確認型総合評価落札方式）の実施に努める。

（ダンピング受注の防止・予定価格の事後公表）

低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念される。ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格制度の最低制限価格については、中央公契連モデル¹⁰⁾を参考に適切な水準で設定を行う。

低入札価格調査制度の実施に当たっては、労務費を含む必要不可欠な経費を原資とするダンピング受注を防止するとともに、入札参加者の施工の工夫等による、より低い価格での落札の促進と工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査制度の基準価格及び施工体制確認の実施方法を見直す。なお、低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないように適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

（入札不調・不落時の見積りの活用等）

工事の発注においては、工事に必要な情報等を適切に把握し、地域の実情等を踏まえ適切な競争参加資格の設定、適正な利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定、適正な工期設定等を行うことにより、入札不調不落の発生を極力回避することに努める。

入札に付しても入札参加者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工条件の乖離が想定される場合は、以下の方法を活用して予定価格や工期を適正に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

¹⁰⁾ 工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、必要な対策を講じたうえ、入札不調により契約に至らない場合や再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約の活用も検討する。

（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結する。

入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「入契法」という。）第2章及び第18条第1項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、適切に公表することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、早期に評価の結果を公表する。

また、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求や建設業許可行政庁等への通知により、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項の規定に違反していると疑うに足る事実があるときは、入契法第10条の規定に基づき、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

1－3 工事施工段階

（施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）

受注者が契約締結まで（競争入札の場合は、落札者決定後から契約締結まで）に発注者に通知する主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の情報について、関係者間での把握・共有等の取組を推進する。

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、工事の施工を一時中止させた場合その他受注者の責によ

らない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項（いわゆるスライド条項）を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定する。

また、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項等）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

入契法に基づき、資材高騰等の請負代金額や工期に影響を及ぼす事象が発生した場合において、受注者が契約変更協議を申し出た際には、契約書及びスライド条項の適用に関する基準等に定めるところにより、誠実に協議に応じる。

（工事中の施工状況の確認等）

入契法第15条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7（施工体制台帳の作成等）又は建設業法第22条（一括下請負の禁止）若しくは第26条（主任技術者及び監理技術者の設置）等に違反していると疑うに足る事実があるときは、下請業者等も含め工事中の施工状況を確認の上で、入契法第11条に基づき、建設業許可行政庁等に通知する。

当該通知の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領¹¹⁾を策定し、必要に応じて公表するとともに、策定した要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。その際、施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム（CCUS）等のシステムを活用した施工体制の確認等により、受発注者の負担を軽減するよう努める。

また、建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施する。その際、受発注者間におけるオンライン上での書類提出システムであるASP¹²⁾（以下「ASP」という。）等の情報共有システムや遠隔臨場など情報通信技術を活用して受発注者の負担を軽減するよう努める。低入札価格調査制度の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目（不可視となる工事の埋戻しの前など）において、必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を適切に実施する。

11) 例えば、「工事現場等における施工体制の点検要領」（国土交通省）など。

12) 例えば、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

また、情報通信技術及び設計・施工におけるデジタル技術を積極的に活用し、施工中に取得されたデータを監督・検査にも活用するなど検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施するとともに、必要に応じて発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度や ISO9001 認証を活用して監督業務等を実施する。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。この技術検査の結果は工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）に反映させる。

（公共工事に従事する者の労働環境の改善）

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者及び下請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。

こうした観点から、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、請負代金内訳書への法定福利費の明示、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

地域における建設業の担い手を中長期的に確保するためには、他の産業と遜色のない休日取得ができる労働環境の確保のため、土日を休日とする週休 2 日工事の実施に取り組むなど、週休 2 日の取得を推進し、その取組の質の向上に努めることが重要である。

受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICT 建設機械等の積極的な導入などを促し、安全衛生のさらなる確保や、省人化を含む作業の効率化等を図る。

労働環境の改善に関して、建設業法においては、国土交通大臣が、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況や、労働者の適切な処遇を確保するための措置の実施等について必要な調査を行い、その結果を公表することが規定され、品確法においては、国が公共工事の請負契約の締結の状況や、下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払、休日の付与等に関する実態の調査を行うとともに、これを踏まえた必要な施策の策定及び実施に努めることが規定された。発注者はこれらの内容に留意するとともに、施策の実施等に当たって必要な協力に努める。

（受注者との情報共有や協議の迅速化等）

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議（地質調査業者、専門工事業者、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条に規定する工事監理者も適宜参画）を、施工者が設計図書の照査等を実施した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

BIM/CIM を適用することにより、工事に関するデータの共有・活用を容易にし、受発注者の生産性向上の推進に努める。

ASP 等の情報共有システムを活用し工事関係書類の電子化に取り組むとともに、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化及び書類の二重作成・提出の防止などを推進する。

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスを推進する。

設計変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要となる書類の例等についてとりまとめた指針¹³⁾の策定に努め、これを活用する。

設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

また、材料検査や出来形確認などの現場臨場を要する検査については、ウェアラブルカメラ等を活用し、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

また、受発注者双方の省力化のため、書類の簡素化を積極的に推進する。

1－4 工事完成後

(適切な技術検査・工事成績評定等)

受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に工事の完成を確認するための検査を行うとともに、同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知する。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

各発注者は、工事成績評定を適切に行うために必要となる要領¹⁴⁾や技術基準をあらかじめ策定する。

また、情報通信技術及び設計・施工におけるデジタル技術を積極的に活用し、施工中に取得されたデータを検査にも活用することで検査書類等の簡素化や作業の効率化に努めるとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度や ISO9001 認証を活用して検査等を実施する。

工事の実績等については、コリンズを積極的に活用し、発注者間での情報の共有に努める。

(情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ)

工事で得られたデータは、将来の維持管理業務や調査、設計、工事等に有効活用するために適切に引き継ぐとともに、将来の AI 活用等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを工事の成果品として受領し、適切な期間保存する。その際、オンライン電子納品の推進に努めるとともに、建設事業における情報共有・

13) 例えば、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（国土交通省 関東地方整備局）など。

14) 例えば、「請負工事成績評定要領」（国土交通省）など。

管理の標準的なプロセスが規定された国際規格 ISO19650 に基づく CDE（共通データ環境）※を構築するなど、データがクラウド上で簡単にアクセスできる環境を構築するよう努める。

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査（ボーリング等）を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認し、地盤情報データベースに登録するなど関係者間で共有できるよう努める。

※ Common Data Environment の略

（完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価）

工事の内容、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努める。

（公共工事の目的物の適切な維持管理）

公共工事の目的物（橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等（既に完成しているものを含む。）をいう。以下同じ。）を管理する者は、当該目的物が備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データや情報通信技術の活用にも努めるとともに、公共工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める¹⁵⁾。また、権限代行による事業の整備など、公共工事の発注者と公共工事の目的物を管理する者が異なる場合においても同様に、公共工事の目的物を管理する者は発注関係事務を適切に実施するよう努める。

地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や同一の地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。また、例えば、複数年契約、包括発注、共同受注等の「地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）」の活用により地域における社会資本を支える企業の確保に努めるとともに、既存構造物の補修において設計段階から施工者が関与する等の「維持管理の技術的課題に対応した方式」の活用による設計業務と施工との連携や、CM方式※等の「発注者を支援する方式」等の活用による発注者と民間事業者との連携を図るなど、維持管理を担う民間事業者との連携体制の構築に努める。¹⁶⁾

公共工事の目的物の維持管理として行われる除雪事業における持続的な除雪体制を確保するため、待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する経費を適正に計上するよう努める。

※ Construction Management の略

1－5 その他

発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関

15) ビルメンテナンス業務については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省）を活用すること。

16) 例えば、「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」（国土交通省総合政策局）及び「維持管理等の入札契約方式ガイドライン（案）」（土木学会）を参照すること。

する情報通信技術の活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの手続の統一化に努める。

2 測量、調査及び設計

2-1 業務発注準備段階

(業務に必要な情報等の適切な把握・活用)

業務の発注の準備として、業務の目的を明確にし、地形、地物、地質、地盤、自然環境、関係者などの業務の履行に必要な情報を適切に把握する。

(業務の内容等に応じた入札契約方式の選択)

業務の発注に当たっては、本指針を踏まえ、業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の適切な入札契約方式¹⁷⁾を選択するよう努める。なお、業務の内容等に応じた入札契約方式の選択・活用等については、「IV. 多様な入札契約方式の選択・活用」に具体的に記載している。

また、自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用に努める。

(地域の実情等を踏まえた発注)

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格、業務内容等を適切に設定し、業務の計画的な発注を行う。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

契約後の円滑な業務履行を確保するため、業務の発注に当たっては、業務の履行に必要な諸条件を設計図書へ反映する。なお、設計業務の発注に当たっては、公共工事において、発注者が総合的に価値の最も高い資材等の活用を努めることとされていることに留意する。また、業務の実施の際に必要な関係機関との調整や住民合意、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

また、業務の発注段階において履行条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、技術者が中長期的に育成及び確保され、業務を履行する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、業務に従事する者の週休2日の確保や労働環境の改善状況、情報通

17) 例えば、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

信技術の活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した履行条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用する。

積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、可能な限り、最新の技術者単価、入札月における資材・機材等の実勢価格を的確に反映する。積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。さらに、最新の業務履行の実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

また、適切な積算に基づく設計金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

一方、予定価格の設定に当たっては、需給の状況、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

(適正な履行期間の設定)

労働基準法に基づき、平成31年4月1日より順次、罰則付きの時間外労働規制が適用されていることから、適正な履行期間の設定等の働き方改革への対応を進めていく必要がある。

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑日等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

(計画的な発注や履行期間の平準化等)

業務の履行期間の平準化は、繁忙期と閑散期の業務量の差を少なくし、年度末の業務の集中を回避させることに寄与するものであるため、発注者は積極的に以下の取組を実施する。

<発注見通しの統合・公表の実施>

工事に係る業務の中長期的な発注見通しについて、工事とあわせて、発注者の取組や地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じて、地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

さらに、当該年度の業務の詳細な発注見通しについて、原則として四半期毎に地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

<繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し>

閑散期となりやすい年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による繁忙期となりやすい年度末の業務の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行期間の平準化や履行期限の分散に取り組む。

なお、繰越明許費の活用に当たっては、適正な履行期間を確保しつつ、可能な限り次年度の第4四半期にかからないように履行期限を設定する。

また、発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で支障をきたす、又は適正な履行期間の確保が困難となる業務については、条件を明示した上で予算成立を前提とした入札公告の前倒しを行い、計画的な発注に努める。

履行期間の平準化の推進に当たっては、業務の発注部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。例えば、地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、履行期間の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。

＜取組状況等の公表＞

地域発注者協議会等において、地域の実情を踏まえ、履行期間の平準化の取組状況等について、先進事例を共有するとともに、他の発注者の状況を把握し、必要に応じ相互連携できるように公表に努める。

2－2 業務入札契約段階

（適切な競争参加資格の設定）

＜競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

＜個別業務の入札に際しての競争参加者の技術審査等＞

業務の内容、地域の実情等を踏まえ、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、業務の経験及び成績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格条件を設定する。その際、必要に応じて、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用、海外での業務経験を有する技術者の活用も考慮した要件緩和など適切な競争参加資格条件の設定に努める。

業務実績を競争参加資格に設定する場合は、業務の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実績の確認に当たっては、同種・類似の実績が無いものは選定又は指名及び技術提案書の提出要請を行わない等により履行能力のない者を排除するなど適切な審査を実施する。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、その他業務に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

さらに、技術者の資格や実績をテクリス（業務実績情報システム）やPUBDIS[※]（公共建築設計者情報システム）等（以下「テクリス等」という。）へ登録するよう受注者へ促すとともに、技術者の情報を一元的に把握できる取組（技術者情報ネットワーク）の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。また、必要に応じて、所要の知識・技術・資格を備えている技術者の仕様書への位置付けや、手持ち業務量の制限など、業務の品質確保に向けた施策を検討する。

※Public Building Designers Information System の略

（業務の内容等に応じた技術提案の評価内容の設定）

発注者は、一定の資格、実績、成績等のみを競争参加資格条件とすることにより品質を確保できる業務などを除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めるよう努め

る。特に、技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。

技術提案書の特定及び落札者決定に当たり、必要に応じて中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴く。

技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、業務の内容、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定する。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、技術的に最適な者の特定又は落札者の決定に際して、評価の方法や内容を速やかに公表する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取扱いに留意する。

また、プロポーザル方式で特定した技術提案書の内容については、特記仕様書に適切に反映するものとし、総合評価落札方式で落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決める。

(業務内容等に応じた適切な評価項目の設定等)

プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術的要件及び入札の評価に当たっては、参加表明者や当該業務の配置予定技術者の実績などを適切に評価項目に設定するとともに、必要に応じて地域の精通度等を評価項目に設定する。

また、必要に応じて、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用、海外での業務経験を有する技術者の活用等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

業務の目的や内容、技術力審査・評価の項目や技術提案のテーマが同一である場合は、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式などを活用することにより、発注者と競争参加者双方の負担軽減に努める。

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴き、個別業務の評価方法については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項等に定める手続により行う。

必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者の評価を適切に行う。

また、業務の内容等に応じて、品質確保体制やその他の履行確実性の審査・評価の実施に努める。

(ダンピング受注の防止・予定価格の事後公表)

低入札による受注は、業務の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念される。ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切

な活用を徹底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の履行上の工夫等による、より低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、落札率(予定価格に対する契約価格の割合をいう。)と業務成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査制度の基準価格を見直す。なお、低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、入札参加者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、業務の入札に係る申込みの際、必要に応じて入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備(例えば内訳書の提出者名の誤記、業務件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の相違等)がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

業務の発注においては、業務に必要な情報等を適切に把握し、地域の実情等を踏まえ適切な競争参加資格の設定、適正な利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定、適正な履行期間の設定等を行うことにより、入札不調不落の発生を極力回避することに努める。入札に付しても入札参加者又は落札者がなかった場合等、標準積算と業務の履行条件の乖離が想定される場合は、以下の方法を活用して予定価格や履行期間を適正に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・設計図書に基づく数量、履行条件や履行期間等が実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、必要な対策を講じた上、入札不調により契約に至らない場合や再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約の活用も検討する。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

公共土木設計業務等標準委託契約約款(平成7年5月26日建設省経振発第49号)又は公共建築設計業務標準委託契約約款(平成8年2月23日建設省住指発第47号)に沿った

719 契約約款に基づき、公正な契約を締結する。

720 入札及び契約に係る情報については、工事に準じて適切に公表することとし、競争参加
721 者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技
722 術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、早期に評価の結果を公表する。

723 また、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の
724 趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第
725 三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意
726 見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

727 入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、
728 さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立
729 かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

730 談合や贈収賄等の不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措
731 置を厳正に実施すること、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契
732 約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により談合の結果として被った損害
733 額の賠償の請求により、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

735 2－3 業務履行段階

736 (設計条件の変化等に応じた適切な設計変更)

737 設計条件を適切に設計図書に明示し、関連業務の進捗状況等、業務に係る様々な要因を
738 適宜確認し、設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合、設計図書に明
739 示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その
740 他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書
741 の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う¹⁸⁾。その際、履
742 行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

743 また、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から業務委託料の変更について請求が
744 あった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、業務委託料の変更を行
745 う。

747 (履行状況の確認等)

748 履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図
749 るため、条件明示チェックシートの活用¹⁹⁾、スケジュール管理表の運用の徹底等により、
750 履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

751 さらに必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有す
752 るものの活用にも努める。

753 また、必要に応じて、受注者の照査体制の確保や照査の実施状況について確認する。

755 (業務に従事する者の労働環境の改善)

756 労働時間の適正化や労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社
757 会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、
758 必要に応じて受注者への指導が図られるよう、関係部署と連携する。

18) 例えば、「土木設計業務等変更ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

19) 例えば、「条件明示ガイドライン（案）」（国土交通省）を参照すること。

賃金の適正な支払い等を促進するため、前金払制度の活用、既に前金払制度を導入している場合には、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用等により、受注者の資金調達の円滑化を図る。

現地調査を行う業務においては、受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、情報通信技術等の積極的な導入などを促し、安全衛生のさらなる確保や、省人化を含む作業の効率化等を図る。

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリスタンスやワンデーレスポンスを推進する。受注者からの協議等について、迅速かつ適切な回答に努めるとともに、データがクラウド上で簡単にアクセスできる基盤を構築するよう努める。

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、発注者と受注者による合同現地踏査の実施に努める。

特に地質情報の不確実性が高い現場における業務の合同現地踏査等には、地質調査等の受注者等が参画するよう努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

BIM/CIM を適用することにより、業務に関するデータの共有・活用を容易にし、受発注者の生産性向上の推進に努めるとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、ASP 等の情報共有システム等の活用の推進に努める。また、テレビ会議や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

2-4 業務完了後

(適切な検査・業務成績評定等)

受注者から業務完了の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に業務の完了を確認²⁰⁾するための検査を行い、その結果を業務成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知する。

各発注者は業務成績評定を適切に行うために必要となる要領²¹⁾や技術基準の策定に努める。

また、情報通信技術の積極的な活用により、検査書類等の簡素化や作業の効率化に努める。

業務の実績等については、テクリス等を積極的に活用し、発注者間での情報の共有に努める。

(情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ)

業務の成果は、将来の維持管理業務や調査、設計、工事等に有効活用するために適切に

20) 例えば、「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について」(国土交通省)を参照すること。

21) 例えば、「委託業務等成績評定要領」(国土交通省)など。

引き継ぐとともに、将来の AI 活用等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを業務の成果品として受領し、適切な期間保存する。その際、オンライン電子納品の推進に努めるとともに、建設事業における情報共有・管理の標準的なプロセスが規定された国際規格 ISO19650 に基づく CDE（共通データ環境）を構築するなど、データがクラウド上で簡単にアクセスできる環境を構築するよう努める。

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査（ボーリング等）を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認するとともに、地盤情報データベースに登録するなど関係者間で共有できるよう努める。

2-5 その他

発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関する情報通信技術活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの手続の統一化に努める。

3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

3-1 発注体制の整備等

（発注者自らの体制の整備）

各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国及び都道府県等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国及び都道府県等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める。

（外部からの支援体制の活用）

国及び都道府県は、発注者の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間団体等の研修機関の活用や産学官の専門家との連携を促すなど、発注者の技術力向上に資する機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による協力や助言等を得ることなどにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努める。

また、地方公共団体等において国及び都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成・活用の促進に努める。

3-2 発注者間の連携強化

(工事・業務成績データの共有・相互活用等)

技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事・業務成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における要領・基準類の標準化・共有に努めるとともに、その他の入札契約制度に係る要領等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有に努める。

最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準等の各工事や業務への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有に努める。また、新規参入を含めた事業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した工事・業務の内容や成績評定、当該工事・業務を担当した技術者に関するデータの活用に努める。

工事・業務成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進める。

各発注者は工事・業務の内容等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有を進める。

(発注者間の連携体制の構築)

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。さらに、国土交通省が全国の事務所等に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用し、実務担当者間での意見交換等を実施するための体制を構築する。

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事²²⁾

1-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

(随意契約)

発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、ライフラインの復旧、官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項又は地方自治法施行令第167条の2）を活用するよう努める。

契約の相手方の選定に当たっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

(指名競争入札)

災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がないものにあつては、指名競争入札（会計法第29条の3第3項又は地方自治法施行令第167条）を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

また、必要に応じて品質確保のため施工能力を評価する総合評価落札方式を適用する。

22) 災害時における対応については、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（国土交通省）及び「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」（国土交通省）を参照すること。

(一般競争入札)

入札参加資格要件の設定に当たっては、工事の内容、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び成績や地域要件などを適切に設定するとともに、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、災害応急対策等の実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。また、競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、必要に応じて、段階的選抜方式の活用にも努める。

1－2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

(1) 確実な施工確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入等)

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

災害復旧・復興による急激な工事量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施するよう努める。また、必要に応じて不調随契や不落随契の活用も検討する。

(保険料の積算への反映)

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて的確に積算に反映する。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることも懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、指名競争入札を適用する場合は、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な施工ができる者のみを対象とすることなどを検討する。

（前払金限度額の引き上げ等）

復旧事業を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者へ前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実施するよう努める。

（２）発注関係事務の効率化

（一括審査方式の活用）

発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者や資材が確保された施工体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な施工が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

（３）災害復旧・復興工事の担い手の確保

（共同企業体等の活用）

工事規模の大型化や工事量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することも想定される場合には、必要に応じて地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成される地域維持型建設共同企業体や事業協同組合等を活用するよう努める。

また不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう努める。

（参加可能額の拡大）

担い手の確保とロットの大型化による早期の復旧の実現という双方の観点から、今後の等級別の発注の見通しも踏まえ、必要に応じて、等級ごとのバランスに配慮しつつ、地域企業の参加が可能な工事価格帯の上限を引き上げる措置の実施を検討する。

（４）迅速な事業執行

（政府調達協定対象工事における適用）

平常時における政府調達に関する協定（以下「WTO 協定」という。）の対象工事は、一般競争入札（公開入札）に付することが原則となるが、災害時、緊急の必要により競争に付することができない復旧工事は、必要に応じて WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約（限定入札）を適用し、早期復旧を実施するよう努める。

（WTO 協定の対象工事における手続日数の短縮）

WTO 協定の対象工事は、一般競争入札にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を 10 日に短縮することも認められていることから、現地の状況を踏まえ適切な手続期間を設定する。

(5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督など一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP※方式²³⁾ や CM 方式²⁴⁾ 等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式²⁵⁾ を必要に応じて参考とする。

※ Public Private Partnership の略

(技術提案・交渉方式)

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ (ECI※方式) 等の技術提案・交渉方式²⁶⁾ を適用するよう努める。

※ Early Contractor Involvement の略

(工事の一時中止)

災害発生時には、工事目的物等に損害が生じ、又は工事現場の状態が変動したこと等により工事を施工できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。そのため、災害発生時には、その時点で施工中の工事に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。また、被災地域外においても、災害復旧対策の支援を実施するに当たり、技術者の確保など、各企業の協力が不可欠であることから、災害発生時には、受注者の意向も踏まえ、施工中の工事に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。

2 測量、調査及び設計²⁷⁾

2-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、業務の緊急度を勘案し、随意契約等を適用

23) 例えば、「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン」(国土交通省)を参照すること。

24) 例えば、「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(国土交通省)、「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン」(国土交通省)、「CM方式活用事例集」(国土交通省)を参照すること。

25) 例えば、「東日本復興 CM 研究会の検証と今後の活用に向けた研究会報告書」(国土交通省)を参照すること。

26) 例えば、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の適用ガイドライン」(国土交通省)を参照すること。

27) 災害時における対応については、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」(国土交通省)及び「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」(国土交通省)を参照すること。

1018 する。

1019 災害協定の締結状況や履行体制、地理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手を
1020 選定するとともに、書面での契約を行う。

1021 災害発生後の緊急対応に当たっては、手続きの透明性、公平性の確保に努めつつ、早期
1022 かつ確実な履行が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況
1023 等を踏まえて契約変更を行うなど、業務の緊急度に応じた対応も可能であることに留意す
1024 る。

1025 (随意契約)

1027 緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に
1028 対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急
1029 対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁
1030 などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、ライフラインの復旧、
1031 官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、
1032 被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約（会計法第29
1033 条の3第4項又は地方自治法施行令第167条の2）を活用するよう努める。

1034 契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状
1035 況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期
1036 かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

1037 また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する
1038 情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

1039 (指名競争入札)

1041 災害復旧に関する業務のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の
1042 一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事に係る業務など、契約の性質又は目的
1043 により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がないものにあつては、
1044 指名競争入札（会計法第29条の3第3項又は地方自治法施行令第167条等）を活用する
1045 よう努める。

1046 指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類
1047 似業務の実績、手持ち業務の状況、緊急調査の実施状況等を考慮して、確実な履行が期待
1048 できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らない
1049 よう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、
1050 発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

1051 (一般競争入札)

1053 入札参加資格要件の設定に当たっては、業務の内容、地域の実情等を踏まえ、業務の経
1054 験及び成績や地域要件などを適切に設定する。

1055 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

1057 発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の
1058 負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応
1059 じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

(1) 確実な履行確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入)

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に価格を設定する。また、遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

(保険料の積算への反映)

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等を被った場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて的確に積算に反映する。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

低入札による受注は、業務の手抜き、再委託先へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものが懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、指名競争入札を適用する場合は、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とすることなどを検討する。

(前払金限度額の引き上げ等)

業務を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実施するよう努める。

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者が確保された履行体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な業務の履行が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

(3) 迅速な事業執行

(WTO 協定の対象業務における適用)

WTO 協定の対象業務のうち、発災後の状況把握や、災害時、緊急の必要により競争に付することができない業務は、必要に応じて、WTO 協定第13条を踏まえた随意契約(限定入札)を適用し、早期復旧を実施するよう努める。

(4) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、業務の指導・調整、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・検査など一連の災害対応を迅速かつ円滑に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式²⁸⁾ や CM 方式²⁹⁾ 等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式³⁰⁾ を必要に応じて参考とする。

(技術提案・交渉方式)

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ (ECI 方式) 等の技術提案・交渉方式³¹⁾ を適用するよう努める。

(業務の一時中止)

災害発生時には、現場の状態が変動したこと等により業務を履行できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。そのため、災害発生時においては、その時点で履行中の業務に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。また、被災地域外においても、災害復旧対策の支援を実施するに当たり、技術者の確保など、各企業の協力が不可欠であることから、災害発生時においては、受注者の意向も踏まえ、履行中の業務に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(災害協定の締結)

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結に当たっては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

28) 例えば、「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン」(国土交通省)を参照すること。

29) 例えば、「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(国土交通省)、「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン」(国土交通省)、「CM方式活用事例集」(国土交通省)を参照すること。

30) 例えば、「東日本復興 CM 研究会の検証と今後の活用に向けた研究会報告書」(国土交通省)を参照すること。

31) 例えば、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の適用ガイドライン」(国土交通省)を参照すること。

1137
1138 (他の発注者との連携)

1139 災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの
1140 復旧に当たっても地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。復
1141 旧の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが
1142 措置を講じるのではなく、必要に応じて地域全体として取り組む。

1143 地域の状況を踏まえ、必要に応じて、発注機関や各種団体が円滑な施工確保のための情
1144 報共有や対応策の検討等を行う場を設置する。

1145
1146 (被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用)

1147 被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工
1148 事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者³²⁾を活用するよ
1149 う努める。

32) 例えば、大規模災害発生時における公共土木施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度の活用が考えられる。

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

各発注者は、工事及び業務の発注に当たっては、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事及び業務の内容や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式³³⁾の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。

1 工事

1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

主な契約方式（契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

(a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

- ・ 工事の施工のみを発注する方式
 - － 別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式
- ・ 設計・施工一括発注方式³⁴⁾
 - － 構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式
- ・ 詳細設計付工事発注方式³⁴⁾
 - － 構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式
- ・ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI）方式³⁵⁾
 - － 設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）
- ・ 維持管理付工事発注方式
 - － 施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式
- ・ 設計・施工・維持管理一括発注方式
 - － 設計と施工を一括して発注することに加え、工事完成後の維持管理業務を一体的に発注する方式

(b) 工事の発注単位に応じた契約方式

- ・ 包括発注方式
 - － 既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式
- ・ 複数年契約方式
 - － 継続的に実施する工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

(c) 発注者の支援対象範囲に応じた契約方式

33) 例えば、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

34) 例えば、「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（国土交通省）を参照すること。

35) 例えば、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の適用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

- ・事業促進 PPP 方式³⁶⁾
 - － 事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、効率的なマネジメントを行う方式
- ・CM 方式³⁷⁾
 - － 建設生産にかかわるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行う方式

（契約方式の選択の考え方）

契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・事業・工事の複雑度
 - － 「事業・工事に係る制約条件について、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか」
 - － 「民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図ることが可能であるか」等
- ・施工の制約度
 - － 「施工困難な場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映することが、対象とする事業・工事にとって有益であるか」
 - － 「施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか」等
- ・設計の細部事項の確定度
 - － 「施工者提案による特殊な製作・施工技術を反映する必要があるか」等
- ・工事価格の確定度
 - － 「現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか」等
- ・その他発注者の体制・工事の内容等
 - － 選択した契約方式に応じて、発注者が競争参加者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験（実績）や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい。
 - － また、設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等、当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の内容、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、その活用に努める。

36) 例えば、「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

37) 例えば、「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）」（国土交通省）、「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン」（国土交通省）、「CM方式活用事例集」（国土交通省）」を参照すること。

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

競争参加者を設定する方式(契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法)は、以下のとおりである。

- ・一般競争入札
 - － 資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式
- ・指名競争入札
 - － 発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式
- ・随意契約
 - － 競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式

(競争参加者の設定方法の選択の考え方)

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択する。ただし、以下に示す点についても考慮する。

- － 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用
- － 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害応急対策等のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用
- － 契約に係る予定価格が少額である場合^等の指名競争入札又は随意契約の活用

地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができるとされており、上記と同様の考え方により活用を考慮する。

(3) 落札者の選定方法の選択

(落札者の選定方法の概要)

落札者を選定する主な方式(契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法)は、以下のとおりである。

(a) 落札者の選定の基準に関する方式

- ・価格競争方式
 - － 発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式
- ・総合評価落札方式³⁸⁾
 - － 技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式
- ・技術提案・交渉方式
 - － 技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式

38) 例えば、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(国土交通省)を参照すること。

(b) 落札者の選定の手続に関する方式

- ・段階的選抜方式^{*}
 - － 競争参加者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式
- ※本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、その運用について十分な配慮を行う。なお、本方式は選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

(落札者の選定方法の選択の考え方)

落札者の選定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・価格以外の要素の評価の必要性
 - － 「施工者の能力により工事品質へ大きな影響が生じるか」
 - － 「工事品質の確保や担い手の中長期的な育成・確保のために、技術提案を求めるなどにより、価格と性能等を総合的に評価することが望ましいか」等
- ・仕様の確定の困難度

(4) 支払い方式の選択

(支払い方式の概要)

主な支払い方式（施工の対価を支払う方法）は、以下のとおりである。

- ・総価請負契約方式
 - － 工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式
- ・総価契約単価合意方式³⁹⁾
 - － 総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式
- ・コストプラスフィー契約・オープンブック方式
 - － 工事の実費（コスト）の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式
- ・単価・数量精算契約方式
 - － 工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

(支払い方式の選択の考え方)

支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・工事進捗に応じた支払い
 - － 「工事の進捗に応じた支払いの実施が想定されるか」等
- ・煩雑な設計変更
 - － 「煩雑な設計変更が発生することが想定されるか」等
- ・コスト構造の透明性の確保

39) 例えば、「総価契約単価合意方式の実施について」（国土交通省）を参照すること。

- 1300 - 「材料費、労務費等の全てのコストの構成を明らかにすることが求められるか」
1301 等
1302

1303 1－2 **公共**工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した 1304 入札契約方式の活用の例

1305 各入札契約方式において試行を行う場合は、各発注者は、目的の達成度、工事成績への
1306 影響、受発注者からの意見等を踏まえ、計画的に PDCA サイクルに基づく検証を行い、必
1307 要に応じて見直しを行う。

1308 なお、これらの入札契約方式の活用にあたっては、透明性、公正性及び競争性を確保す
1309 ることに留意する。
1310

1311 (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

1312 防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域にお
1313 いては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安
1314 心な地域生活の維持に支障が生じる懸念がある。

1315 地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考え
1316 られる。

- 1317 ・ 工事の内容、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状
1318 況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定
- 1319 ・ 工事の内容、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状
1320 況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度又は必要に応じて施工実績の
1321 代わりに施工計画等を評価項目に設定
- 1322 ・ 複数年契約、包括発注、共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式
1323 （地域維持型契約方式）を活用
- 1324 ・ 地域において受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存
1325 在しないことの確認による方式（参加者確認型随意契約方式）の活用
1326

1327 (2) 若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

1328 豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくい
1329 場合、建設生産を支える技術・技能の承継が行われにくくなり、将来的な工事品質の低下、
1330 担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。

1331 豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式として、以下
1332 のような対応例が考えられる。

- 1333 ・ 工事の内容、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技
1334 術者などの登用も考慮し、専任補助者制度の活用等により、施工実績の要件を緩和す
1335 るなど、適切な競争参加資格を設定
- 1336 ・ 工事の内容、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技
1337 術者などの登用も考慮し、必要に応じて施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、
1338 主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアッ
1339 プ体制の評価、現場代理人としての実績や専任補助者の成績・実績の評価など、適切
1340 な評価項目を設定

- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定した中小企業）を必要に応じて評価項目に設定

（３）維持管理の技術的課題に対応した方式

既存構造物の補修において、その補修の設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把握できないために工事の仕様・数量が想定と異なったり又は確定できず、施工段階となって補修設計の修正や工事の設計変更への対応が多くなる。

また、新設の設備工事等において、維持管理を念頭においた設計・施工（製造）の実施や、引渡後の不具合発生への迅速な対応を図る必要がある。

維持管理の技術的課題に対応する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
- ・補修設計を実施した者の工事段階での関与
- ・施工と維持管理の一体的な発注

（４）発注者を支援する方式

発注者の能力を超える一時的な事業量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。

発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託
- ・事業促進を図るため、測量、調査及び設計段階から事業マネジメントの一部を民間に委託

（５）参加者確認型随意契約方式

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の二者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

例えば、高度な技術や特殊な設備が必要とされ、特定の者以外にはその実施が困難であると想定される機械設備等の点検・修繕・更新等の工事や、参加者が極めて限定されている地域における、二十四時間体制での速やかな対応が求められている維持工事等において、過去に二者しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす工事等での活用が想定される。

この場合、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用にあたっては、各発注者において会計法や地方自治法施行令等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要である。

公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて一般競争に付し、総合評

価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

2 測量、調査及び設計

2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

主な契約方式（契約の対象とする業務及び業務の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

(a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

- ・業務のみを発注する方式
- ・設計・施工一括発注方式⁴⁰⁾
 - － 構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式
- ・詳細設計付工事発注方式⁴⁰⁾
 - － 構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式
- ・設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）⁴¹⁾
 - － 設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（設計者は施工者の技術協力を受けながら、設計業務を実施）
- ・設計・施工・維持管理一括発注方式
 - － 設計と施工を一括して発注することに加え、工事完成後の維持管理業務を一体的に発注する方式

(b) 業務の発注単位に応じた契約方式

- ・複数年契約方式
 - － 継続的に実施する業務に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

(c) 発注者の支援対象範囲に応じた契約方式

- ・事業促進 PPP方式⁴²⁾
 - － 事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、効率的なマネジメントを行う方式
- ・CM方式⁴³⁾
 - － 建設生産にかかわるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行う方式

40) 例えば、「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（国土交通省）を参照すること。

41) 例えば、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の適用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

42) 例えば、「国土交通省直轄の事業促進 PPPに関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

43) 例えば、「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集（案）」（国土交通省）、「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン」（国土交通省）、「CM方式活用事例集」（国土交通省）を参照すること。

（契約方式の選択の考え方）

契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・業務の難易度
 - － 「業務に係る制約条件について、確立された標準的な方法で対応が可能であるか」
 - － 「民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図ることが可能であるか」等
 - － 「施工困難な場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映する必要があることが、対象とする事業にとって有益であるか」
 - － 「施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか」等
- ・工事価格の確定度
 - － 「現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか」等
- ・その他発注者の体制・業務の内容等
 - － 選択した契約方式に応じて、発注者が競争参加者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験（実績）や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい

（２）競争参加者の設定方法の選択

（競争参加者の設定方法の概要）

競争参加者を設定する方式（契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

- ・随意契約
 - － 競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式
- ・指名競争入札
 - － 発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式
- ・一般競争入札
 - － 資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式

（競争参加者の設定方法の選択の考え方）

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、以下に示す点について考慮する。

- － 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用
- － 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害応急対策若しくは災害復旧に関する業務のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用
- － 契約に係る予定価格が少額である場合等の指名競争入札又は随意契約の活用

地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によるこ

とができるとされており、上記と同様の考え方により活用を考慮する。

(3) 特定者又は落札者の選定方法の選択

(特定者又は落札者の選定方法の概要)

特定者又は落札者を選定する主な方式（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法）は、以下のとおりである。

- ・プロポーザル方式⁴⁴⁾
 - － 内容が技術的に高度な業務や専門的な技術が要求される業務、特に地域特性を踏まえた検討が必要となる業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務
- ・総合評価落札方式⁴⁴⁾
 - － 事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務
 - － なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針と併せて評価テーマに関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務がある。
- ・価格競争方式
 - － 発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式
- ・コンペ方式
 - － 対象とする施設や空間に求める機能や条件を発注者側から示し、その機能や条件に合致した設計案を募り、最も優秀とみなされた設計案を選ぶ方式

(4) 支払い方式の選択

(支払い方式の概要)

主な支払い方式（業務の対価を支払う方法）は、以下のとおりである。

- ・総価請負契約方式
 - － 工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式
- ・単価・数量精算契約方式
 - － 工種別の単価を契約で定め、予定の数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、業務完了後に実際に要した数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

(支払い方式の選択の考え方)

支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・業務の進捗に応じた支払い
 - － 「業務の進捗に応じた支払いの実施が想定されるか」等
- ・煩雑な設計変更
 - － 「煩雑な設計変更が発生することが想定されるか」等

44) 例えば、「建設コンサルタン業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した 入札契約方式の活用事例

各入札契約方式において試行を行う場合は、各発注者は、目的の達成度、業務成績への影響、受発注者からの意見等を踏まえ、計画的にPDCAサイクルに基づく検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

なお、これらの入札契約方式の活用に当たっては、透明性、公正性及び競争性を確保することに留意する。

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる懸念がある。

地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・地域の精通度等を評価項目に設定
- ・災害協定等に基づく活動実績等の地域貢献を評価
- ・地域において受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による方式（参加者確認型随意契約方式）の活用

(2) 若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、将来的な業務成果の品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して業務実績の要件を緩和した競争参加資格の設定
- ・他の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価項目として設定
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定した中小企業）を評価項目として設定

(3) 発注者を支援する方式

発注者の能力を超える一時的な業務量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い業務への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。

発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・対象事業のうち業務に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託
- ・事業促進を図るため、測量、調査及び設計段階から事業マネジメントの一部を民間に委託実施

(4) 参加者確認型随意契約方式

業務に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の業務について特定の一者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

例えば、参加者が極めて限定されている地域における、二十四時間体制での対応が求められている業務等において、過去に一者しか競争に参加していない状況が継続している場合などの条件を満たす業務等での活用が想定される。

この場合、参加者確認型随意契約方式では、必要な技術、設備又は体制等及び受注者となることを見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

本方式の活用に当たっては、各発注者において会計法や地方自治法施行令等の法令の趣旨に即して適切に判断することが必要である。

公募の結果、他の競争参加者から応募があったときは、改めて競争に付し、総合評価落札方式等、適宜の方法により落札者の選定手続に移行する。

V. 技術開発の推進及び新技術等の活用

発注者は、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めることとし、採用するに当たっては、これに必要な費用を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。

発注者は、二酸化炭素排出量等を既存の技術と比較して評価すること等により、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるよう配慮する。⁴⁵⁾

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、以下に示す事項や国の取組等について留意する。

- 公共工事の品質は、新たな技術開発が行われ、その成果が実用化され、公共工事等において活用されるという一連のサイクルが継続的に行われることにより、将来にわたり確保されるものである。
- 新技術は、適切に活用することにより建設現場にイノベーションをもたらし、生産性の向上や労働力不足等に対応するのみならず、品質や安全性の向上、ひいてはこれらを活用する現場技術者の技術力向上にも貢献し、また、その活用が更なる新技術の開発を誘発するものである。
- これらを踏まえ、国は、公共工事等に関する技術の研究開発を推進する。
- 国は、情報通信技術等の科学技術の急激な進展等に対応するため、公共工事等の技術的な基盤を支えるとともに、公共工事等の技術基準を定めるための技術研究開発及びオープンイノベーションの創出を促進する役割を担う国の研究機関の研究施設・設備の機能強化を図る。
- 国は、新しく研究開発された技術の安全性や信頼性を評価・確認して技術基準を整備することで、技術の実用化や社会への適用・還元を促進する。
- 国は、開発された優れた技術の活用を促進するため、NETIS（新技術情報提供システム）による新技術の情報提供や調達された技術の現場における評価など、公共工事等における新技術活用スキームを適切に運用する。
- 国は、公共工事等に必要高度な技術の研究開発を委託や請負により産学の主体に依頼する際には、研究開発主体による成果の利用を促進するため、研究開発等の成果に関する特許権等の知的財産権を一定の要件のもと受託者から譲り受けないことができることとする等、適切に配慮する。

45) 例えば、インフラ分野における建設時の GHG 排出量算定マニュアル案（令和6年8月、国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター）を参照すること。

VI. その他配慮すべき事項

1 受注者等の責務

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に「受注者等の責務」が規定されていることを踏まえ、以下に示す内容等については特に留意する。

- ・受注者は、契約された工事及び業務を適切に実施する必要がある、元請業者のみならず全ての下請業者を含む工事及び業務を実施する者は、下請契約を締結するときは、建設業法等関連法令にも留意し、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期や履行期限を定めるものとする。特に、工期の設定に当たっては、工期に関する基準に基づき、見積りを尊重して、時間外労働規制の遵守、週休2日の確保等を含む適正な工期による下請契約を締結する。
- ・技能労働者の処遇向上や法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書や、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の活用促進を図るなど、発注者と連携して、建設業法その他工事及び業務に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除及び当該企業等への指導を徹底する。
- ・工事又は業務を適切に実施するために必要な技術的能力（新技術を活用する能力を含む。）の向上に努める。
- ・情報通信技術等を活用した工事及び業務の効率化による生産性の向上に努める。特に工事においては、建設業法の規定に基づき国が策定する情報通信技術の活用に関する指針⁴⁶⁾も踏まえ情報通信技術等を活用する。
- ・建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用等技能労働者の能力に応じた処遇改善を図る取組に留意しつつ、受注者は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条件、労働環境の改善に努める。また、建設業退職金共済制度について、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式を積極的に活用するとともに、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場就業履歴を活用した就労実績報告等の実施に努める。
- ・外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材がその有する能力を発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置を実施するよう努める。
- ・災害協定に基づく災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結する。
- ・建設業法に基づき、国土交通大臣が行う、建設工事の請負契約の締結の状況や労働の適切な処遇を確保するための措置の実施等についての調査や、品確法に基づき、国が行う、公共工事の請負契約の締結の状況や下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払、休日の付与等に関する実態の調査に対し、受注者は必要な協力に努める。

46) 「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」、令和●年●月、国土交通省

2 中長期的な担い手確保に向けた取組

地域における公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保については、建設業界全体で取り組むべき課題である。このため、発注者と受注者の双方は、これまで述べてきた公共工事の担い手確保に向けた本指針に記載の内容に積極的に取り組むほか、以下の国及び地方公共団体の取組についても留意する。

- ・ 国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置の実施に努める。
- ・ 国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性についての国民の関心と理解を深めるための広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。

3 その他

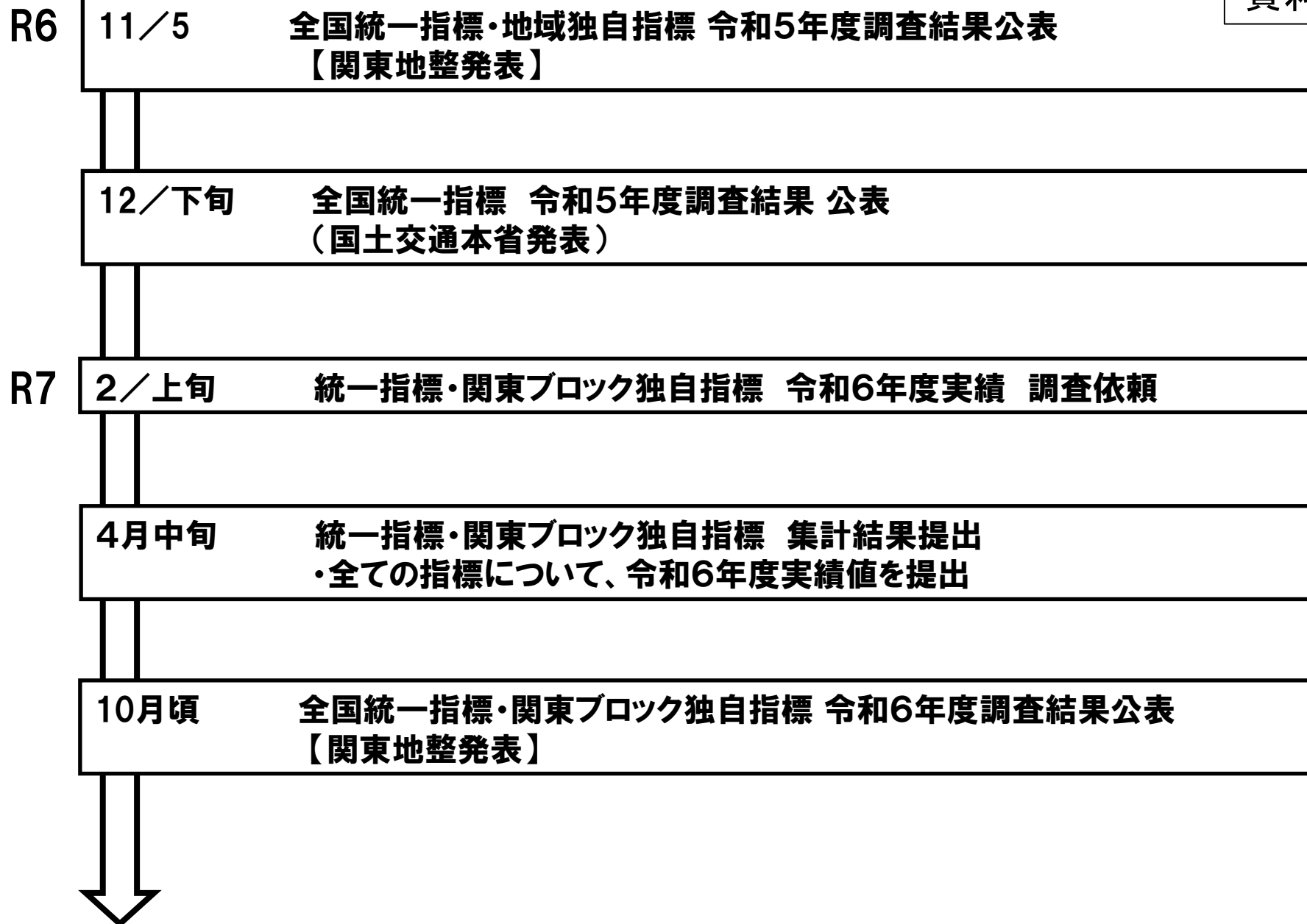
本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。

また、本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照することとする。

第三次全国統一指標及び関東ブロック独自指標の策定スケジュール（案）

資料4-1

年度		新・全国統一指標（現行） （取組年次：R2～R6）	品確法 運用指針の改定	関東ブロック 全国統一・ 関東独自指標 （取組年次：R7～R11）	関東ブロック 発注者協議会
令和5年	12月	令和4年度取組状況公表			
令和6年	5月				15日 第1回発注者協議会幹事会 ・運用指針指標 （R6目標年にむけた取組）
	6月		19日 改正品確法施行		
	8月		21日 関係省庁連絡会議幹事会 ・運用指針骨子案 決定 30日 本省担い手3法説明会		23日 第2回発注者協議会幹事会 ・改正品確法の説明
	9月		6～27日 運用指針骨子案意見照会		
	10月		23日 関係省庁会議 ・運用指針骨子案とりまとめ ・運用指針本文案作成		
	11月	5日 関東ブロック 令和5年度取組状況公表	7日 ブロック土木部長会議で 意見交換 中旬～運用指針本文意見照会 （3週間程度）		20日 第1回発注者協議会 ・改正運用指針説明 ・運用指針指標 （R5結果報告、R6取組）
	12月	令和5年度取組状況公表			
令和7年	1月		関係省庁連絡会議 品確法 運用指針の改定		
	4月		第三次・全国統一指標決定 令和7年度取組開始		
	5月				第1回発注者協議会幹事会 ・第三次・全国統一指標 関東ブロック独自指標 指標内容・目標値を議論
				↑ 新指標調整期間 ↓	6月～9月 発注者協議会都県分科会 新指標を議論
	10月	関東ブロック 令和6年度取組状況公表			
	11月				第2回発注者協議会幹事会 ・第三次・全国統一指標 目標値決定 ・関東ブロック独自指標 目標値決定
	12月	令和6年度取組状況公表	第三次・全国統一指標の 基準値・目標値の公表	第三次・関東ブロック指標 基準値・目標値の公表	



令和6年度 建設業団体・都県建設業協会との意見交換会を実施中です。

建設業団体 5月13日 日本建設業連合会(日建連) 6月25日 建設産業専門団体連合会(建専連) 9月30日 日本橋梁建設協会(橋建協) 11月25日 プレストレスト・コンクリート建設業協会(PC建協) 12月25日 日本道路建設業協会(道建協)	都県建設業協会 10月 2日 群馬県建設業協会 10月30日 千葉県建設業協会 11月 6日 山梨県建設業協会 11月21日 埼玉県建設業協会 12月 4日 神奈川県建設業協会 12月 9日 栃木県建設業協会 12月11日 茨城県建設業協会 12月13日 長野県建設業協会 12月16日 東京建設業協会
コンサル系団体 9月 4日 建設コンサルタンツ協会(建コン協) 11月18日 全国測量設計業協会連合会(全測連) 12月12日 全国地質調査業協会連合会(全地連)	

■ 「開催結果」及び「配付資料1式」は関東地整HPに掲載
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html>

建設業団体との意見交換会 テーマとりまとめ

日本建設業連合会	令和6年 5月13日(月)	1)働き方改革の推進 ～時間外労働上限規制遵守の課題と取り組み～ 2)品確法の的確な運用(入札・契約に関する改善) 3)生産性向上(新技術・新工法の活用促進) 4)担い手の確保
建設産業専門団体連合会	令和6年 6月25日(火)	1)「労務費の基準」の担保等について 2)市場の実態に即した工事価格の積算、及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について 3)建設技能者賃金の5%アップについて
日本橋梁建設協会	令和6年 9月30日(月)	1)鋼橋事業の継承と進化(事業量の確保と国土強靱化への貢献) 2)現場安全対策の推進(安全性の向上) 3)鋼橋DXの推進(生産性の向上) 4)既設鋼橋の強靱化・健全化への推進(耐震性向上と事業環境整備)
プレストレスト・コンクリート建設業協会	令和6年11月25日(月)	1)年度工事量の安定的な確保 2)働き方改革の推進 3)生産性向上の推進 4)PC橋の長期保全の推進 5)機能性向上と構造デザイン性を有するプレキャストPC建築の推進
日本道路建設業協会	令和6年12月25日(水)	未定(調整中)
建設コンサルタンツ協会	令和6年 9月 4日(水)	1)担い手確保・育成のための環境整備 2)技術力による選定 3)品質の確保・向上 4)受発注者協議による災害対応に向けた継続的な環境改善 5)DX推進の環境整備
全国測量設計業協会連合会	令和6年11月18日(月)	1)道路及び河川の3次元測量業務及びデータ整備業務の発注について 2)測量業務の諸経費率の改訂について 3)測量業務における履行期限の平準化の更なる促進について
全国地質調査業協会連合会	令和6年12月12日(木)	未定(調整中)

各都県建設業協会との意見交換会 テーマとりまとめ

群馬県建設業協会	令和6年10月 2日(水)	1)第3次担い手3法 建設業法の改正について 2)第3次担い手3法 品確法の改正について 3)適正な工期設定と適正な間接費の計上について 4)週休2日制に伴う補正係数について 5)総合評価落札方式の入札について
千葉県建設業協会	令和6年10月30日(水)	1)調査基準価格及び最低制限価格について 2)直轄工事の予定価格に対する等級の区分について 3)建築工事における課題について 4)適正な工期の確保について
山梨県建設業協会	令和6年11月 6日(水)	1)公共事業費予算の確保について 2)建設業の特性を踏まえた働き方改革の実現について 3)継続的な賃上げによる技術者の給与水準の向上と技能者の賃上げに向けた設計労務単価の更なる上昇について 4)地域経済を活性化させる施策(総合評価方式の入札)について 5)建設業の将来を担う若者に対する効果的なイメージアップ戦略の推進について 6)効果的な道路事業の推進について 7)建設業法第7条における営業所に置く専任の技術者について
埼玉県建設業協会	令和6年11月21日(木)	1)公共事業予算の安定的、継続的な確保について 2)「働き方改革」の推進について 3)第3次担い手3法の市町村への徹底について 4)建築工事における課題について 5)その他
神奈川県建設業協会	令和6年12月 4日(水)	1)公共事業予算の拡充と早期執行について 2)市町村における品確法運用指針の徹底 3)入札契約制度・運用の改善について 4)働き方改革への対応について 5)適切な現場対応について 6)DXの推進について
栃木県建設業協会	令和6年12月 9日(月)	未定(調整中)
茨城県建設業協会	令和6年12月11日(水)	未定(調整中)
長野県建設業協会	令和6年12月13日(金)	未定(調整中)
東京建設業協会	令和6年12月16日(月)	未定(調整中)

土日現場閉所による完全週休二日の実現

建設業の担い手(技術者・技能労働者)を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現が不可欠である。国土交通省をはじめとする全ての発注機関において、既契約を含む全ての工事で土日閉所による週休二日制工事(完全週休二日)を原則導入していただきたい。

また、やむを得ず完全週休二日の導入が困難な工事については、生産性向上策(建設機械等の大型化、プレキャスト採用等)の導入に加え、入札公告時に発注者の指定による交替制や施工途中で週休二日制と交替制を柔軟に切り替える仕組みを導入していただきたい。その際、増員となる技術者や生産性向上策の導入に係る費用等について設計変更により適切に負担していただきたい。

建設キャリアアップシステムの普及拡大

CCUSの技能者登録数は140万人(3月末現在)を超え着実に増加しているものの、昨年度のタッチ数は5,357万となり、2020年に国土交通省が設定した低位推計の目標(6,000万タッチ)を初めて下回り、国土交通省が決定した、2023年度からの民間工事も含めた「あらゆる工事でのCCUS完全実施」には程遠い状況にある。国土交通省においては、公共工事について、とりわけ直轄工事のCCUS義務化を強力に推進していただきたい。

また、国土交通省の技術的支援のもと、国土交通省以外の発注機関においてもモデル工事の導入・拡大を含め、CCUSの普及・活用を積極的に推進していただきたい。

技能者の処遇改善

日建連では2018年9月に「労務費見積り尊重宣言」を策定、取組みを進めているところであるが、本年3月の内閣総理大臣、国土交通大臣等との建設業4団体の意見交換を踏まえ、国土交通省においては「労務費見積り尊重宣言」モデル工事の大幅な拡大、国土交通省以外の発注機関においては同モデル工事の導入をお願いしたい。

また、建設業界全体の働き方改革や担い手確保に向けた取組みをさらに加速するためには、屋内作業を基本とする他産業よりも高い賃金水準を目指すことが必要であり、今後とも公共工事設計労務単価の大幅な引き上げをお願いしたい。

入札手続きの改善

入札手続き中の質問に対する回答頻度が低いと、各応札企業から同じような質問が重なり、受発注者双方の負担が増大することから、入札手続きの簡素化を図るため、質問の都度回答を徹底するとともに、契約済工事の工事設計書を含む設計成果品の電子開示をお願いしたい。

また、予定価格を上回る入札により不調・不落が発生し、再度入札手続きが行われた場合、手続きに要する受発注者双方の労力の増大を招くだけでなく、工事着手の遅れにより、柔軟な工程の管理が困難となることから、不調不落時の再公告の手続き簡素化を検討していただきたい。

資材価格高騰への適確な対応

時間外労働上限規制適用に伴い、物流コスト増大などによる資材価格高騰や資材供給遅延など新たな課題が顕在化していることから、資材価格の調査方法を改善した上で予定価格へ適切に反映するとともに、必要に応じて工期変更をお願いしたい。

また、国土交通省に比べて他発注機関における発注工事では、スライド条項適用率が低いことから、適時適切なスライド条項の適用と手続きの円滑化に向けた取組みを強化していただきたい。

地方公共団体発注の建築工事における設計図書の適正化

地方公共団体等が発注する建築工事において、設計図書の完成度が低いまま発注され、施工段階で施工者に余分なコスト・工期が発生している課題について、国土交通省（官庁営繕部）及び地方整備局等におかれては、昨年3月に取りまとめた改善策の普及状況を把握するとともに、改善策の事例解説の追加及び国土交通省以外の国への周知をお願いしたい。

また、管内の市町村を含め、この取組の普及が図られるよう、都道府県への周知をお願いしたい。

さらに、国土交通省の営繕工事において取組んでいる営繕積算方式及び入札時積算数量書活膜方式が展開されるよう自治体等への助言、支援をお願いしたい。

書類の削減と簡素化の徹底

現場における時間外労働発生要因のうち約8割が「書類作成」であり、提出書類の削減や簡素化を求める声が多いものの、依然として「書類作成マニュアル」に反する資料作成依頼が多いことから、マニュアル等が現場に周知されるよう指導していただくとともに、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスの徹底による業務環境の更なる改善を図っていただきたい。

また、書類の削減に効果の大きい書類限定検査について、既契約工事も含む全ての工事で導入するとともに、書類作成に必要な期間について工期を付与することを検討していただきたい。国土交通省以外の発注機関においても書類限定検査や電子契約を導入するとともに、全ての発注機関において、スライド条項に関するものを含め工事関係書類の様式を統一していただきたい。

さらに、ASPを活用することにより受発注者間における情報共有の効率化を図りつつ、国土交通省においてシステム構築が進められている建設現場の監督・検査に用いる情報を一括して格納する「ICTプラットフォーム」について早期に実現していただきたい。

建設業全体の魅力発信

他産業との担い手の獲得競争において、建設業の魅力を積極的に発信することは重要であり、土木系学生などターゲットを明確にした上で、現場見学会の活発化や現場の見える化など受発注者協働による広報、啓発活動をより強力に推進していただきたい。そのため、更なる広報・啓発活動推進に向け、現場環境改善費の拡充を含めた受発注者協議による柔軟な対応をお願いしたい。

現場間での働き方の違いによる技能者の流動化が懸念される中、特に「休暇の取得」や「処遇改善」については原則、国内全ての建設現場が同じ方向へ歩みを進めていくことが必要である。このため、自治体も参加するブロック別の各種連絡会議等を通じて、国土交通省をはじめ各発注機関における最も効果的な取組みの横展開を図り、現場への徹底を推進していただきたい。

「労務費の基準」の担保等について

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。

このような現状を「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下について願うものです。

- ① 今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても「労務費の基準」がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。
- ② 立入調査などの際に、建設業者等の関係者に対し「低価格競争から質の競争へ」とマインドを変えていただくよう、ご指導いただきたい。
- ③ 上記①および②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひともご指導いただきたい。

市場の実態に即した工事価格の積算、及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について

予算決算及び会計令第80条第2項によれば予定価格は、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されています。

工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての「調査基準価格や最低制限価格の設定」は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたく願うものです。

プレストレスト・コンクリート建設業協会

総労働時間の削減

完全週休2日の実施を実現するため、発注者指定型の土日閉所による完全週休2日制モデル工事の発注推進をお願いします。また、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、各管内のブロック発注者協議会などの場において、完全週休2日制モデル工事の発注への取組みの継続的な周知をお願いします。

日本橋梁建設協会

働きがいのある職場づくり

時間外労働の削減および週休二日達成に向けた取組み

・協会内は、完全週休二日・残業時間削減に向けた取組みを着実に実施し、週休二日を含めた4週8休まであと一歩という状況

・残業時間については、施工現場における720時間超勤務者をゼロにする取組が緊急課題

・時間外の書類作成など現場負担増大、発注時短工期設定、受注後指示による工期短縮などを見直し作業時間内で完了可能な工程作成が必要

・特に夜間工事は要員の確保や厳しい条件対応等により、働き方改革の推進に課題が多い

○確実な実施のため、案件の実情に則した適切な工事期間設定と変更、その工事期間に見合った工事費の設定などを要望

○架設現場での夜間架設の削減(全工程の昼間作業化)を要望

○高速道路会社、地方公共団体への更なる指導を要望

第3次担い手3法 建設業法の改正について

今回の建設業法の改正では「主要な資材の供給減少、資材価格の高騰その他工期、請負金額に影響を及ぼすおそれのある事象がある時には、契約締結前までに通知すること」とされました。現地一品生産の建設工事は資材の供給や価格以外にも労働者確保、借地、住民対応、気象等の自然環境など様々なリスクを抱えて進めているのが実状です。これらの事象を全て契約前に通知すべきなのか。また契約前通知を行わなかった場合でも協議が可能なのか。今後ガイドライン等で具体的な制度設計が進められると思いますが、現場の意見を聞きながら検討していただきたい。

適正な工期設定と適正な間接費の計上について

週休2日制や時間外労働の削減に向け働き方改革を進める必要がありますが、そのためには適切な工期設定が必要です。現在、法定労働時間内の作業時間を考慮し、朝礼、準備体操、後片付けや現場移動時間を考慮した標準歩掛の見直しを進めており、結果として日当たり作業量が減少する傾向となっています。さらに猛暑日の不稼働日も考慮すると、適正な工期は従前の工期より長くなると考えています。工期が長くなると、安全費、役務費、営繕費、現場管理費が従前よりも上昇します。したがって、適正な工期を設定する際には、共通仮設費(安全費、役務費、営繕費)及び現場管理費の影響も検討し適切に計上するようお願いいたします。

週休2日制に伴う補正係数について

国交省においては、週休2日制工事を推進するため、現場管理費等の補正を行っており、令和2年度から5年度までは最大で、労務費1.05 機械経費1.04 共通仮設費1.04 現場管理費1.06の補正係数を用いて積算されてました。しかしながら令和6年度からは労務費1.04 機械経費1.02 共通仮設費1.03 現場管理費1.05と補正係数が低減されました。

国交省直轄工事では週休2日制工事が定着しつつありますが、県工事や市町村工事では週休2日制工事は、まだまだ試行錯誤の状況のなか補正係数の低減は週休2日制への取組が消極的になってしまう恐れもあるため補正係数を令和5年度並みにしていただきたい。

千葉県建設業協会

適正な工期の確保について

国交省、各都道府県においては、建設業の時間外労働上限規制適用を踏まえ、4週8閉所（週休2日制）の取り組みが進められており、適正な工期が確保されています。

しかし、市町村レベルにおいてはいまだに週休2日制の適用工事が浸透しておらず、工期もそれに合わせた形が多く見受けられます。

このことから、労働法制を司る国レベルで関係各省庁とも連携のうえ、市町村に対して、週休2日制等の労働施策の浸透に努めていただくようお願いします。

山梨県建設業協会

地域経済を活性化させる施策（総合評価方式の入札）について

現在の総合評価方式では、特に技術者の実績、表彰に特化した企業が入札に有利な状況となる応札があります。点数が少ないと思われる企業は、受注獲得のためにはどうしても最低制限価格付近での入札となり失格となるケースが出てしまいます。

地方における公共事業は地域経済を活性化させる経済対策としての一面も持ち合わせていると考えます。この事からも、総合評価の評価タイプ選定においては、多くの企業に受注機会が見込める評価方式にしていきたい。

また、一度に多くの工事を発注する場合は、「一括審査方式」や地方自治体で採用されている「重複落札禁止方式」を用い、地域経済を活性化させていただくよう要望いたします。

週休2日制の推進について

建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が令和6年4月から適用となり、週休2日制適用工事の発注、必要な経費の計上、建設工事の適正な工期の確保をするための基準の策定など、様々な取組みが行われていますが、建設就業者の高齢化や入職者の減少などもあり、明確な先行きが見通せない状況となっています。

このような状況の中、国や県の発注工事では週休2日制が浸透してまいりましたが、市町村や民間事業者の発注工事では、週休2日制の確保については、まだまだ十分とは言えない状況にあります。今後、建設業の担い手を確保していくためには、週休2日の実現は必要不可欠です。

そこで、国交省から市町村や民間事業者に対し週休2日制の推進について、強い指導、改善をお願いします。

第3次担い手3法の市町村への徹底について

本年6月、インフラ整備の担い手、地域の守り手である建設業がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、品確法をはじめとした担い手3法が改正され、第3次担い手3法が成立しました。今後は、この法改正の趣旨が、国や地方公共団体、民間事業者等様々な受発注者に浸透し、建設産業を取り巻く環境が大きく改善されるとともに、真に実効性の高い制度となることを期待しています。

しかし、これまでも品確法や運用指針等の徹底については、様々な機会においてお願いしてまいりましたが、特に、地域建設業に密接に関連している市町村において十分浸透していない状況が見受けられました。

第3次担い手3法は、持続可能な建設業の実現に向けて新たな措置を講じたものであり、我々地域建設業にとっても重要な法改定となっております。

今後は、この法改正の趣旨が、国や地方公共団体、民間事業者等様々な受発注者に浸透し、建設産業を取り巻く環境が大きく改善されるとともに、真に実効性の高い制度となることを期待しています。

つきましては、第3次担い手3法に基づく対応が全ての市町村において適切に実施されますよう、指導徹底をお願いします。

地方自治体における設計変更について

国交省工事では設計変更の際は、設計審査会が設置され設計変更ガイドラインに基づいて判断する事によりスムーズな設計変更が行われています。

一方、県や市町村などの地方自治体では同様のシステムがないために工事毎に設計変更の手続きや内容に大きな差異がある状態です。

地方自治体に対して、適切な設計変更が行われるように設計変更ガイドラインの作成や設計審査会の設置のメリットを説明して導入のサポートをお願いします。

A S P の市町村への展開について

国交省工事や埼玉県工事においては、現場の省力化に有効なASPや遠隔臨場が普及してきていますが、市町村工事においてはほとんど普及しておりません。

ASPや遠隔臨場を活用することにより、業務がかなり効率化されますので、市町村に対してメリットを説明して導入のサポートをお願いします。

特に、市町村がASPや遠隔臨場を導入するには、LGWAN回線を利用していることがネックになっていると聞いております。国交省におかれましても、LGWAN回線の問題解消のサポートをお願いします。

市町村における品確法運用指針の徹底

「発注関係事務の運用に関する指針」(以下「運用指針」という)では、発注者が必ず実施すべき事項に「予定価格の適正な設定」及び「施工時期の平準化」、「適正な工期設定」などが位置づけられています。が、市町村の発注については、最低制限価格の算定式において、いまだ最新の中央公契連モデルの水準に至っていないなど、まだまだ課題のあるのが現状です。

① 現在、国では最低制限価格の設定や低入札調査基準などで課題のある市町村について、個別に指導を行っていることは承知していますが、これまで以上に市町村に対して強く働きかけをしていただくようお願いいたします。

② 施工時期の平準化について、慢性的技術者不足、技能者不足の回避のためにも必要であり、明許繰越や債務負担行為などの財政制度を市町村発注工事においても、積極的に活用していただくよう働きかけをお願いします。

③ 時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革は、若手人材の確保という面からも必ず実行していかなければならない課題です。国や県などでは働き方改革への実現に向け対応いただいておりますが、一部の市町村では対応されていない団体もありますので、強い働きかけをお願いします。

公共建築工事における働き方改革の対応について

国においては、働き方改革、時間外労働規制への対応として、週休2日制、CCUSの適用やDX推進の取組みを活用した発注工事の導入など様々なモデル工事に取り組んでおられますが、これらが適用される工事のほとんどは土木工事が対象となっており、建築工事については案件の発注が少なく、あまり進んでいないのが現状です。

また、地方公共団体の発注に係る公営住宅や学校施設等の新築・改築の建築工事の占める割合が比較的多いにもかかわらず、週休2日制やDXの取組みは、国と同様、ほとんど進められていない状況です。

つきましては、働き方改革を推進するため、公共建築工事においても、週休2日制、ASP、遠隔臨場及びCCUSについて積極的に取り組まれるとともに、地方公共団体への働きかけをお願いします。

DXの推進について

国土交通省では、働き方改革への対応として生産性の向上に向けたICT施工やASP・遠隔臨場、BIM/CIM等を推進しておりますが、神奈川県内では、今年度ようやく県、政令市においてASP、遠隔臨場の取組みが始まり、また中小向けの小規模ICT施工の試行も始まりました。

つきましては、ICT施工、遠隔臨場の導入費用については中小建設業者にとって負担が大きく、取組みを躊躇する状況でありますので、DX普及、推進を図るため、資機材等の購入に係る経費について見積による負担措置の対応や歩掛の見直しを行い、県・市町村への周知徹底及びICT施工の推進を図っていただくようお願いいたします。また、ASPIについても、県市町村ではまだ理解されていないこともあり積極的に採用されていない状況ですので、周知、徹底をお願いします。

建設コンサルタンツ協会

1章. 担い手確保・育成のための環境整備

1.1.建設産業全体の働き方改革と生産性向上に向けた受発注者協働による取組み推進・強化（本省、地整、地方自治体）

1.1.1.履行期限(納期)の平準化と標準履行期間の確保への取組み強化

1.1.2.受発注者協働によるワークライフバランスの更なる改善に向けての施策の推進・強化

1.2.人材の確保・育成（地整、地方自治体）

1.2.1.若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成

1.3.適切な費用計上（地整、地方自治体）

1.3.1.積算価格と実勢価格との乖離の是正

2章. 技術力による選定

2.1.プロポーザル方式・総合評価落札方式等の的確な運用・改善・実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算

2.1.1.業務の内容に応じた適切な発注方式の選定（本省、地整）

2.1.2.計画系プロポーザル業務の業務規模の改善（地整）

2.1.3.総合評価落札方式における落札率の改善（地整）

2.1.4.業務成績評定の適切な運用と業務・技術者表彰の運用改善（本省、地整）

2.1.5.国土交通省登録資格組合せ評価試行の適切な運用（本省）

2.2.（地方自治体）発注方式の改善

2.2.1.業務の内容や地域の実情等に応じた、技術力を基本とした発注方式の選定（地方自治体）

2.2.2.見積徴取時の予定価格設定方法の改善と見積徴取時の歩掛の事前開示（地方自治体）

2.2.3.最低制限価格制度導入の徹底および予定価格の事後公表の拡大（事前公表の撤廃）
（地方自治体）

2.2.4.入札参加資格への建設コンサルタント登録制度の活用（地方自治体）

2.3（国・地方自治体）地域の担い手づくりのための地域コンサルタントの活用の拡大と育成

2.3.1.地域コンサルタントの技術力向上が図れる仕組みの導入促進（地整、地方自治体）

2.3.2.地域コンサルタントが実施することにより一層の品質向上が期待できる業務等に対する入札契約制度の工夫改善の推進（地整、地方自治体）

2.4.適切な設計変更

2.4.1.「土木設計業務等変更ガイドライン」の補足資料の策定と適切な設計変更（地整）

2.5.新たな契約制度への対応

2.5.1.生産性向上と品質向上に資する新たな事業推進形態の拡大と制度改善（本省、地整）

2.5.2.設計者・施工者連携方式の検討等合理的な入札契約制度の選定（本省、地方自治体）

3 章. 品質の確保・向上

3.1. 受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取組み

- 3.1.1. 受発注者合同現地踏査の実施（地整、地方自治体）
- 3.1.2. 設計条件明示チェックシートの効果的な運用・活用（地整）
- 3.1.3. 設計照査（的確な条件設定と確認、照査の充実等）（地整）
- 3.1.4. 設計から工事への確実な情報共有

3.2. 詳細設計及び三者会議等における総合的な品質の確保

- 3.2.1. 詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上（地整）
- 3.2.2. 詳細設計から工事に至る段階（三者協議を含む）でのコンサルタント業務の適切な運用（地整）

4 章. 受発注者協働による災害対応に向けた継続的な環境改善

4.1. 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

- 4.1.1. 災害対応業務への体制整備（本省、地整、地方自治体）
- 4.1.2. 災害対応業務への適切な評価（地整）

4.2. 地方自治体における災害申請作業の合理化・適切化に関する改善と適切な費用計上

- 4.2.1. 災害申請作業の合理化・適切化（本省、地方自治体）
- 4.2.2. 実際の作業に見合った積算歩掛の適用と実際にかかった費用の適切な精算（地方自治体）

5 章. D X 推進の環境整備

5.1. 受発注者協働による働き方改革に資するDX 推進：業務効率化の促進

- 5.1.1. 電子入札システム、電子契約システムの活用（本省）
- 5.1.2. 情報共有システム（ASP）の運用ルールの改善（本省）
- 5.1.3. 遠隔臨場の活用推進（本省）
- 5.1.4. DX 環境の整備（本省、地整、地方自治体）

5.2. BIM/CIM の利用環境の改善

- 5.2.1. BIM/CIM データ連携の改善（本省）

5.3. DX の推進の費用面での環境整備

- 5.3.1. BIM/CIM 活用の業務価格の算定方法の見直し（本省）
- 5.3.2. DX、テレワーク等に対する一般管理費の見直し（本省）
- 5.3.3. DX 推進の環境整備のための助成金の創設（地方自治体）

全国測量設計業協会連合会

1 道路及び河川の3次元測量業務及びデータ整備業務の発注について

・道路及び河川の3次元測量業務及びデータ整備業務の具体的な発注を促進していただきたい。
・DX推進による、3次元測量の点群取得を行うことは、万一の災害時の迅速な復旧のために、有効であると考えますので、これに関連する調査業務の発注及びデータ整備業務の発注をお願いします。

2 測量業務の諸経費率の改訂について

・令和6年度の改訂では、地質調査業務の諸経費率が大幅に上昇しており、3,000万円の調査費では諸経費率は60.6%に約14%増となったのですが、測量業務での同額の直接測量費では諸経費率は58.8%となり、近年は日額人件費も地質調査業務のそれを下回る状況となっています。

このようなことから、まずは、間接測量費の見直しを検討して下さるようお願いいたします。

・測量業務における諸経費は、直接測量費により変動する諸経費体系となっており、追加作業があった場合、増額の設計変更時に当初の諸経費率より下がってしまい、当初、完了している箇所の利益が減ってしまう問題もあるので、これを他の関連業種（設計・補償）と同様の積算体系（直接経費、その他原価、一般管理費等）に改訂いただくよう、今後ご検討をお願いします。

3 測量業務における履行期限の平準化の更なる促進について

・測量業務の履行期限を平準化することで、以下の効果を見せております。

①測量品質の向上

技術者の負担軽減により、より丁寧かつ正確な測量を実施することが可能となり、測量品質の向上に繋がります。

②技術者の確保・育成

働きやすい環境を整備することで技術者の離職を防止し、若手技術者の育成を促進することができます。

③仕事への計画的体制

特に15か月予算では、年度明けの仕事量確保によって、技術者に適性量を担わせ、計画的かつ効果的に進められます。

以上をご理解いただき、更なる平準化の具体策を要望いたします。

建設業法等の一部改正について

第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

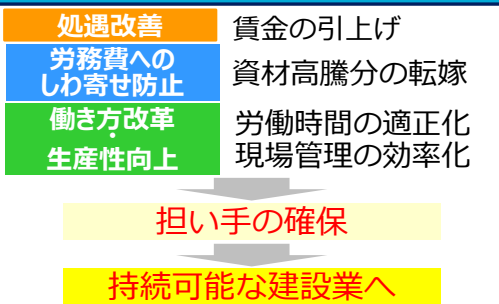
		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

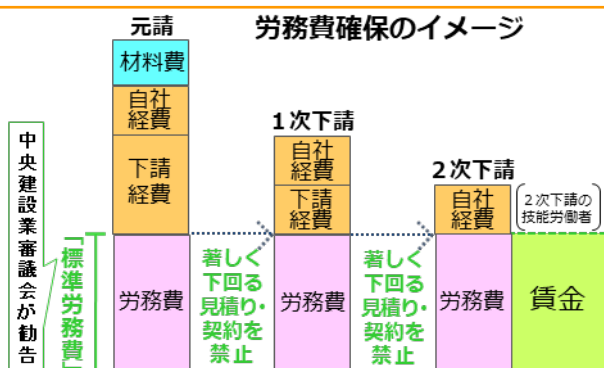
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 1,954時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

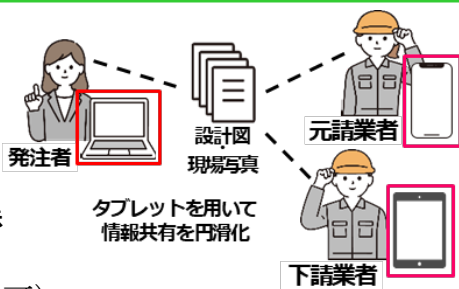
- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

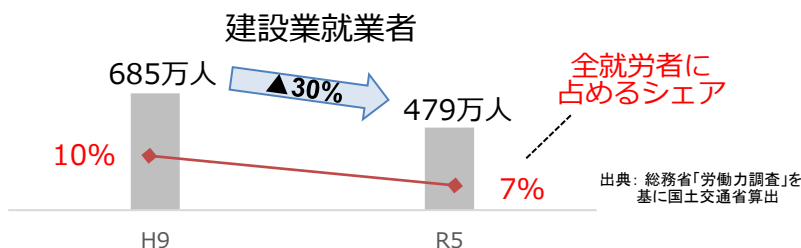
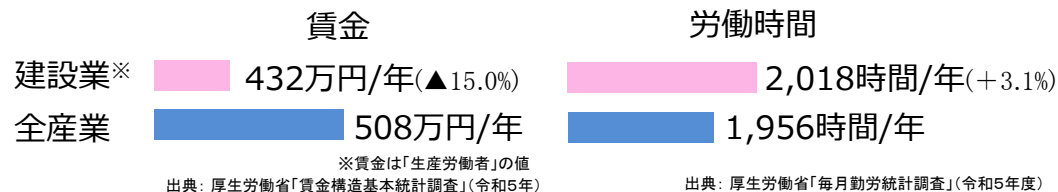


建設業法・入契法改正(関法)の背景と方向性

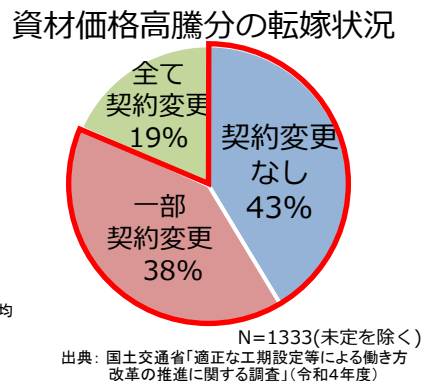
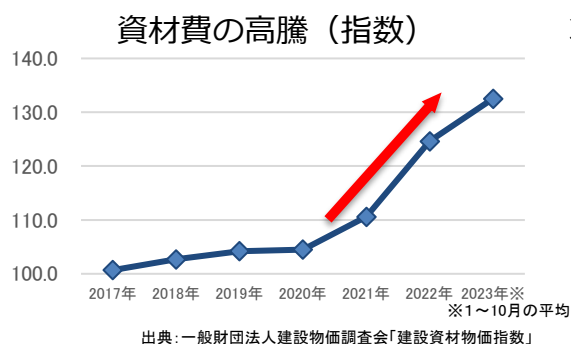
背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

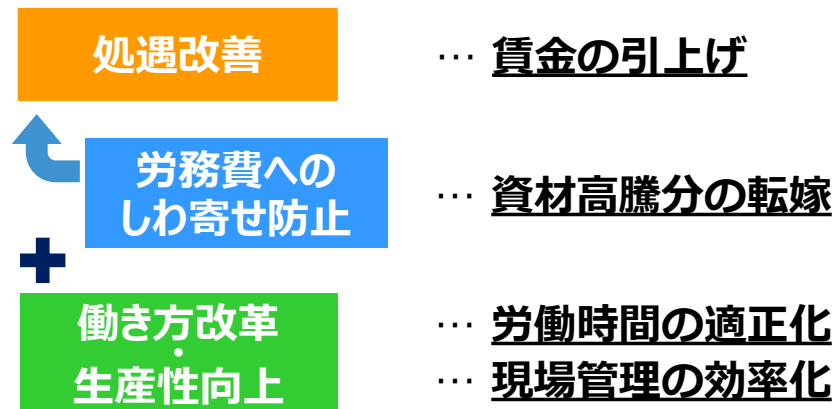


- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】

給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

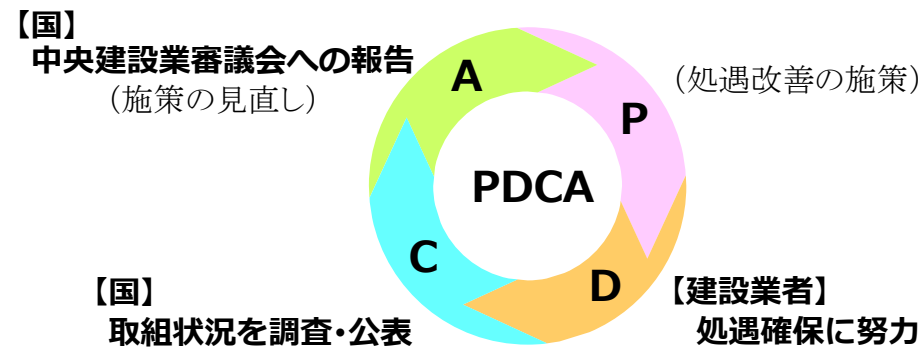
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

今回改正事項(処遇改善関係)

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

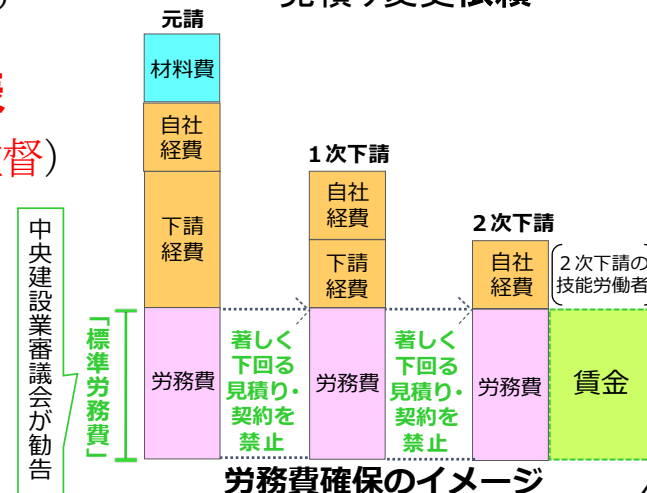
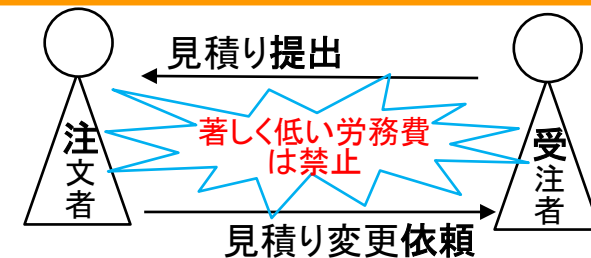


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



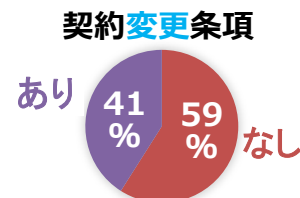
(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**
(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

今回改正事項(価格転嫁関係)

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
 ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

- 新たに**受注者**にも**禁止**
(現行) **注文者**は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

- 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書**の**法定記載事項**(現行)

契約後

- 上記通知をした**受注者**は、注文者に**工期の変更を協議**できる。
➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化

(請負額) (従前)

3,500万

専任

専任不要

◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

(請負額) (改正後)

政令の額

4,000万

専任

(条件を満たす場合) 兼任可

↑ (R5.1 引上げ済)

専任不要

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

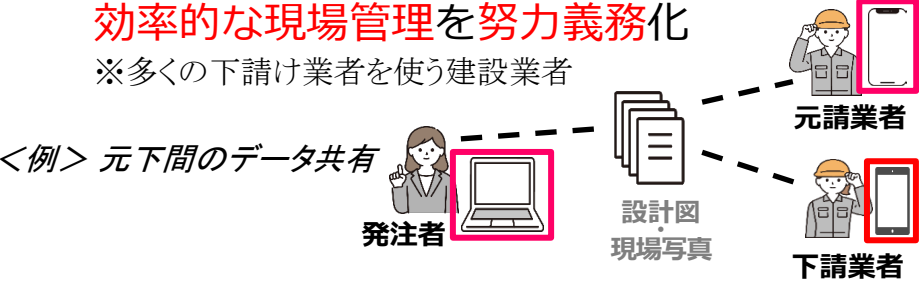
<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が**現場管理の「指針」**を作成
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



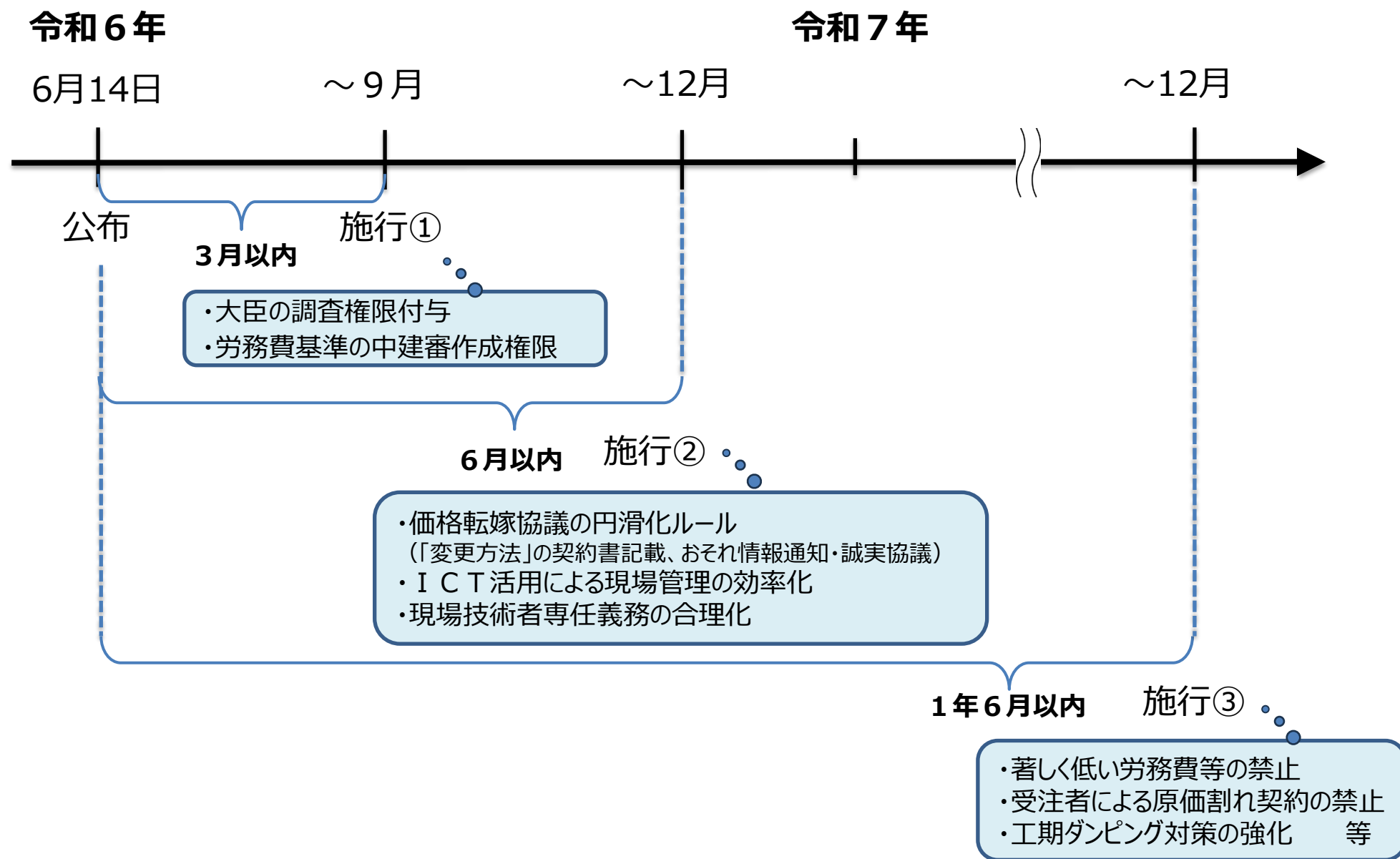
発注者

設計図 現場写真

元請業者

下請業者

- 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)



※議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は6月19日に公布・施行済（測量法改正のみ2年以内に施行）

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の建設Gメンの実地調査】

【主な調査項目等】

適正な請負代金・労務費の確保

適切な価格転嫁
〔労務費指針への対応状況
資材価格の転嫁協議状況〕

適正な工期の設定

適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
 - ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
 - ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
 - ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
 - ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
 - ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
 - ※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
 - ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
 - ※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
 - ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

建設Gメンの実地調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

公共工事において何が変わるか(新規制等の公共工事への適用)

建設業法の改正による新規制等（全工事対象）

1. 労働者の処遇改善

- 適正な労務費等の確保と行き渡り
 - ・ 著しく低い労務費等による見積書の作成を禁止（建設業者）
 - ・ 著しく低い労務費となる見積書の変更要求を禁止（注文者）
 - ・ 違反発注者に勧告・公表

- 原価割れ契約を禁止（建設業者）
 （参考）注文者は地位を利用した原価割れ契約を禁止（現行）

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 - ・ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
 - ・ 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

- 契約後のルール
 - ・ 資材高騰が顕在化した場合に、「変更方法」に従って契約変更協議を申し出ることができる（建設業者）
 - ・ 変更の申出に対し誠実に協議に応じる努力義務（注文者）

3. 働き方改革と生産性向上

- 工期ダンピングによる契約を禁止（建設業者）
 （参考）注文者も工期ダンピングによる契約を禁止（現行）

公共工事における適用（発注者・元請間の契約の場合）

- 入札前に見積書作成や入札時に提出する入札金額内訳書^{*}作成に左の禁止規定を適用（建設業者）※記載事項として労務費等を明確化【入契法改正】
- 見積書の金額変更を要求する場合^{*}に左の禁止規定を適用（発注者）
 ※ 予定価格算定の参考とする見積の徴収、技術提案・価格交渉方式による入札の場合など
- 違反発注者に左の勧告・公表規定を適用

- 左の禁止規定は公共工事にも適用（建設業者）
 （違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】）
 （参考）公共発注者にも、左の地位利用による原価割れ契約禁止を適用（現行）

- 左の規定に従って契約書を作成する義務（建設業者・発注者）
 （注）既に普及している公共約款の中で、請負代金の「変更方法」として受発注者間の協議やスライド条項が規定されている。
- 左の規定を適用し、入札時点でのリスク情報提供を想定（建設業者）

- 公共工事でも左の規定に従い、契約変更協議の申出が可能（建設業者）
- 変更の申出に対し、公共発注者は、誠実に協議に応じる義務【入契法改正】
 （注）既に普及している公共約款の中で、工期・代金の変更は、受発注者間で協議して定める規定となっている。

- 左の禁止規定は公共工事にも適用^{*}（建設業者）
 （違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】）
 ※ 入札手続で工期短縮を技術提案する場合や工期変更協議の場合など
 （参考）公共発注者にも、左の注文者による工期ダンピング禁止を適用（現行）

★ 上記の各禁止規定に抵触する契約は、当事者間では有効だが、建設業法上は違法として勧告・処分の対象になりうる

公共工事において何が変わるか (新規制等の公共工事への適用)

公共工事における適用 (発注者・元請間の契約の場合)

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事の見積書・入札金額内訳書 (※) における著しく低い労務費等の禁止
※見積書・入札金額内訳書における記載事項となる「労務費等」は、国土交通省令で規定
- 公共工事における著しく低い労務費等となる見積変更依頼の禁止

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事における受注者による原価割れ契約の禁止

【6ヶ月以内施行】

- 公共工事の入札時点での受注 (予定者) によるリスク情報の提供

【6ヶ月以内施行】

- 公共工事における契約変更協議 (※) への誠実応諾義務
※受注者が協議を申し出ることができる事象は国土交通省令で規定

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事における受注者による工期ダンピングの禁止

今後のスケジュール

以下のいずれも施行前に公共発注者・建設業界等には必要に応じた協議・事前周知を実施

<令和6年度>

秋～冬頃 (6ヶ月以内施行部分への対応)

- ・ 入札時のリスク情報の提供の運用について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 契約変更協議を申出可能な事象について、国土交通省令において規定

※国土交通省令に規定する事象は、スライド条項等の公共約款の契約変更条項による現行運用を踏まえて規定する予定

- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定

<令和7年度>

秋～冬頃 (1年6ヶ月以内施行部分への対応)

- ・ 入札内訳書等に記載する「労務費等」について、国土交通省令において規定
- ・ 発注者の内訳書確認や見積変更依頼の留意点について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 受注者による原価割れ契約・工期ダンピングの禁止について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定

「工期に関する基準」改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壤汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 **<R6改正>**
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したリーフレット



「工期に関する基準」や
適正工期のあり方について
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



建設工事における適正な工期の確保に向けて

※ 国土交通省のHPに掲載されています。

解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします



「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

工事を受注する建設企業

① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結



② 労働基準法の
時間外労働規制に
違反した場合

③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を
公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。 (※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）



適正価格による取引で明るい未来づくり

資料－6－3

快適な住まい



魅力あるまち



災害に強い国



建設業界が“つくる”で支えています

建設業界の現状

インフラの新設や維持管理、災害時の応急復旧、防災・減災、国土強靱化等の最前線で活動する建設業界を取り巻く環境は、**賃金、人材の確保が厳しい状況**です。

材料費



建設資材物価指数は
平成27年に比べて
32.8ポイント上昇

(一財) 建設物価調査会 建設資材物価
指数より

人件費



建設業の年間賃金は
平成24年に比べて
73万円上昇

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より
国土交通省作成

賃金水準



令和5年時点で
全産業年間賃金に比べて
76万円低い

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より
国土交通省作成

就業者数



平成9年に比べて
令和5年の建設業就労者は
206万人減少

総務省「労働力調査」を基に国土交通省
で算出

建設業界が国民の安心・安全の確保を担う、「**地域の守り手**」として
安定的に活動するためには、**適正な価格設定**による建設工事の取引が
重要となります。

建設業界が持続可能な産業として、これからも国民の安心・安全の確保を担うためには、建設工事の取引ルール[※]の遵守徹底が必要です。

NG!

建設工事の取引ルールを定めた建設業法では、以下のような行為が規制されています。

- ・ 原価割れするような**不当に低い請負代金**による契約
- ・ 通常必要な工期よりも**著しく短い工期**による契約
- ・ **著しく低い労務費等**による見積り提出や変更依頼

※ 令和6年に改正された建設業法等の詳しい内容はこちらからご覧いただけます →



建設業で働く方の安定した処遇

建設サービスの安定的な提供

建設業界の安定的な担い手確保

次世代の人材育成及び技能承継

適正価格による取引は、“ものづくり”の技能の承継やそれを担う“人づくり”の基盤となり、安全・安心な社会づくりに繋がります

適正な価格設定の取引環境の構築にご協力をお願いします

関東ブロック発注者協議会

1. 目的・設立経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とし、平成20年11月に設立。

2. 組織

協議会（本体）の構成機関は、65機関となっている。

会 長：関東地方整備局長 【令和6年4月1日時点】
副会長：関東農政局農村振興部長
茨城県土木部長
委 員：国の機関、都県、特殊法人等は、部長級
政令市は、局長級
各都県の区市町村の代表は、局・部長級
（7省庁17機関、9都県5政令市、代表9区市、25特殊法人等）

3. 協議会の事務

○公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況やその他必要な事項について連絡調整を行う。

【主な連絡調整事項】

1. 基本方針等に応示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
2. 発注者間の支援
3. 上記の事項以外で目的を達成するために必要な事項

○ 連絡調整等の具体的な事務は、幹事会及び分科会において行う。

4. 幹事会・分科会の設置

「関東ブロック発注者協議会」設置要綱第6条と第7条第5項に基づき、協議会の効率的な運営を図るため、幹事会及び分科会を設置。幹事会は65機関、各分科会には関東甲信地域の全区市町村を含む471機関が参画。

